【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月9日

【発行者名】 ちばぎんアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石井 義和

【本店の所在の場所】 東京都墨田区江東橋二丁目13番7号

【事務連絡者氏名】 伊勢谷 知也

【電話番号】 03-5638-1450

【届出の対象とした募集内国投資信 ちばぎんコア投資ファンド(安定型) 託受益証券に係るファンドの名称】 ちばぎんコア投資ファンド(成長型)

【届出の対象とした募集内国投資信 ちばぎんコア投資ファンド (安定型)

託受益証券の金額】 10兆円を上限とします。

ちばぎんコア投資ファンド(成長型)

10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ちばぎんコア投資ファンド(安定型)

ちばぎんコア投資ファンド(成長型)

(以下、上記を総称して「ちばぎんコア投資ファンド」又は「ちばぎんラップ・ファンド」ということ、あるいは総称して又は個別に「当ファンド」、「本ファンド」又は「ファンド」ということがあります。)

愛称として、ちばぎんコア投資ファンド(安定型)は「ちばぎんラップ・ファンド(安定型)」、ちばぎんコア投資ファンド(成長型)は「ちばぎんラップ・ファンド(成長型)」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ちばぎんアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額()とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.3%(税抜 3.0%)()の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)で再投資する場合は1円以上1円単位です。

(7)【申込期間】

2021年4月10日から2021年10月12日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル: 03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

< 受益権の取得申込みの方法 >

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての お申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込みコース>

「分配金受取りコース」(税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース)と「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお 問い合わせください。

< 受益権の取得申込みの受付の中止等 >

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

<スイッチング>

当ファンドはちばぎんコア投資ファンドを構成する各ファンドの間において、スイッチング() の取扱いを行う場合があります。 < 受付不可日 > に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<受付不可日>

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

各ファンドにつき上限3,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ммғ	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産		
		() 		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象	投資形態	為替	対象	特殊型
		地域		ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
		(日本を含	ファンド	(部分		
大型株	年2回	む)		ヘッジ)	TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・			
	年4回	日本	オブ・ファ	なし	その他	ロング・
債券			ンズ		()	ショート型/
	年6回	北米				絶対収益追求
公債	(隔月)					型
社債		欧州				
その他債券	年12回					その他
クレジット属性	(毎月)	アジア				()
()						
	日々	オセアニア				
不動産投信						
	その他	中南米				
その他資産	()					
(投資信託証券(資		アフリカ				
産複合(株式、債						
券、不動産投信、そ		中近東				
の他資産(バンク		(中東)				
ローン、デリバティ						
ブ、為替予約取引		エマージング				
等))資産配分変更						
型))						
資産複合						
()						
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						
		i	ı			i e

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性 区分は以下の通りです。

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実 質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉と する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に 規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定す る上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

- 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものを いう。
- 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する 旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」 による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるも のについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」 「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

「決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの をいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

「投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉 とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか 含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング 地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをい
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等) や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<ファンドの特色>

1 長期分散投資により、世界経済の成長に沿った収益の獲得を目指します。

- 投資対象ファンドを通じて、国内外の株式・債券といった様々な資産に分散投資し、これらをうまく組み合わせることで中長期的に安定した収益の獲得を目指します。
- 投資対象の多様化により、世界経済の成長果実をじっくりと享受することを目指します。

2 オルタナティブ運用の効果的な組み入れにより、短期的な下振れリスクの抑制を目指します。

- 保有資産の価値を守り、収益を安定させるために、市場の下落局面でも損失の抑制や収益の獲得を目指します。
- 具体的には、市場の下振れリスクに伴う保有資産の価値の減少を抑制するために、投資対象ファンドを通じてヘッジファンド*1等に投資し、オルタナティブ運用*2を行います。
- ※1 実質的に金利、為替、株式、債券、商品等に対して裁定取引やデリバティブ取引等の様々な手法を活用して市場環境にかかわらず収益を追求するファンドなどを指します。
- ※2 株式や債券等の伝統的資産とは異なる資産への投資を言います。具体的な投資対象は、リート、コモディティ、ヘッジファンド等があり、一般に株式や債券等との価格連動性(相関性)が低く、分散投資効果があるとされています。なお、オルタナティブ運用では、世界経済の成長に沿った収益の獲得を目指した運用を行うこともあります。

3 市場環境の変化に対応して、適切なポートフォリオへの見直しを行います。

- 各資産および各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の値動きの関係(相関関係)、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。また、各資産および各投資対象ファンドへの投資割合は定期的に見直しを行うほか、市場環境等の変化に応じた調整を行います。
- 投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券等へ投資したうえで、為替ヘッジにより為替変動リスクの 低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。
- 投資対象ファンドの選定、各資産および各投資対象ファンドへの投資割合の決定は、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行株式会社からの投資助言に基づき行います。

ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を行うため、投資 対象とする資産およびファンドを限定していません。また、それらへの投資割合もあらかじめ定めていません。 したがって、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資割合を変更する 運用を行います。

4 運用目的・リスク許容度に応じて2つのファンドから選択できます。

	「株式」「リート」「コモディティ」への 投資割合の合計 ^{※3}	運用の特徴
ちばぎんコア投資ファンド(安定型)**4 愛称:ちばぎんラップ・ファンド(安定型)	原則50%未満	安定性を重視
ちばぎんコア投資ファンド(成長型) 愛称:ちばぎんラップ・ファンド(成長型)	原則75%未満	安定性と収益性の パランスを重視

- ※3 純資産総額に対する投資対象ファンドへの投資割合の合計です。なお、当該投資割合には、ヘッジファンドに投資する投資対象ファンドが含まれていないため、ヘッジファンドへの投資割合が高くなる可能性があります。ヘッジファンドには特有のリスクがありますので、後掲「投資リスク」の「ヘッジファンドの運用手法に係るリスク」を十分にお読みください。
- ※4 「安定型」とは元本保証等を意味するものではなく、「成長型」と比較して安定的な運用を目指すファンドであることを意味しています。
- 市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合には、上記の制限を超えた投資割合とする場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス

投資対象ファンドの選定、各資産および各投資対象ファンドへの投資割合の決定は、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行株式会社からの投資助言に基づき行います。



ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「2 投資方針(2)投資対象(参考)投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

プァンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投 資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
 ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

〈ご参考情報〉

コモディティ

金や原油、穀物などの「商品」のことです。商品への投資に際しては、商品インデックスに連動する仕組み債券に投資するファンドな どがあります。

ヘッジファンド

裁定取引やデリパティブ取引(先物取引、オプション取引等)等を活用して実質的に金利・債券・株式・リート・コモディティ等に投資を行います。市場環境に関わらず収益(絶対収益)を追求するファンド*などがあります。

※特定の市場の動向に関わらず収益を追求することを目標として運用を行うファンドのことで、絶対に収益が得られるという意味ではありません。

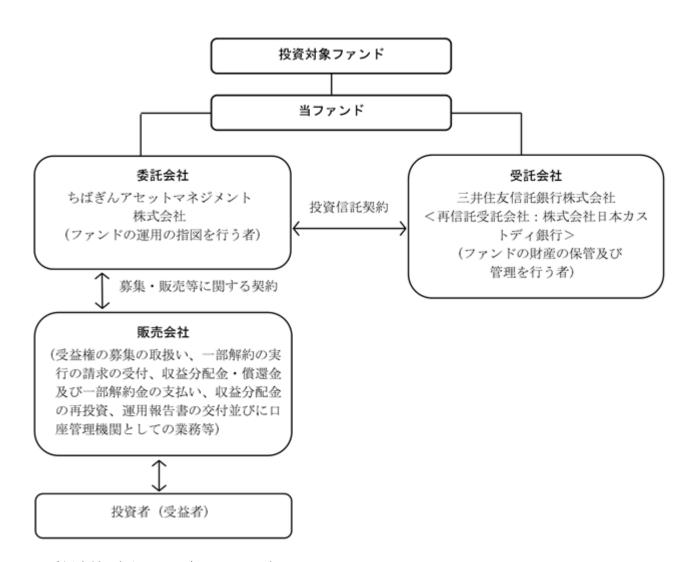
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2015年7月31日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況 (2021年1月29日現在)

イ.資本金の額:2億円

口. 委託会社の沿革

1986年3月31日:「千葉銀投資顧問株式会社」設立(資本金5千万円)

1986年7月1日: 商号を「ちばぎん投資顧問株式会社」に変更

1987年3月20日: 資本金を5千万円から2億円に増資

1987年9月9日: 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づき、投資一任契約に係

る業務の認可を取得

2000年7月3日: 株式会社 中央調査情報センターとの統合を機に、商号を「ちばぎんアセット

マネジメント株式会社」に変更

ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2007年9月30日: 金融商品取引法に基づく「投資助言・代理業」及び「投資運用業(投資一任

業)」のみなし登録

2015年1月27日: 金融商品取引法に基づく「投資運用業(投資信託委託業)」の登録

2018年4月9日: 金融商品取引法に基づく「第二種金融商品取引業」の登録

八.大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
株式会社千葉銀行	千葉市中央区千葉港1番2号	1,600株	40%
株式会社武蔵野銀行	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	800株	20%
ちばぎん保証株式会社	千葉市稲毛区稲毛東三丁目17番5号	600株	15%
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7番地	200株	5%
株式会社東邦銀行	福島市大町3番25号	200株	5%
ちばぎんコンピューター サービス株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%
ちばぎんジェーシービー カード株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%
ちばぎんキャピタル株式会 社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

投資対象

別に定める投資信託証券(以下、「投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 このほか、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資する場合が あります。

投資態度

- イ.主として、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内不動産投資信託証券(以下「国内リート」といいます。)、海外不動産投資信託証券(以下「海外リート」といいます。)、貸付債権(以下「バンクローン」といいます。)、コモディティ*1、ヘッジファンド*2及びその他の様々な資産を実質的な投資対象とする投資対象ファンドに分散投資します。
 - *1:コモディティを実質的な投資対象とする投資対象ファンドとは、実質的にコモディティリンク債券やコモディティ関連デリバティブ等を活用するファンドを指します。
 - *2: ヘッジファンドを実質的な投資対象とする投資対象ファンドとは、実質的に金利、債券、株式、リート、為替、コモディティ等に対する裁定取引やデリバティブ取引等を積極的に活用するファンド、又は各種ヘッジファンド指数に概ね連動する投資成果を目標とするファンドを指します。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ロ.各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は、各資産の期待リターンやリスク、各資産間の相関係数、各投資対象ファンドのリターン・リスク特性等をもとに決定します。各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じても調整を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての資産及び投資対象ファンドに投資するとは限りません。

投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券及びバンクローン等を投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。

ハ.国内株式、先進国株式、新興国株式、国内リート、海外リート、コモディティを実質的な投資 対象とする投資対象ファンドへの投資割合の合計は純資産総額に対して、以下の割合としま す。

ちばぎんコア投資ファンド (安定型)	ちばぎんコア投資ファンド(成長型)	
50%未満	75%未満	

なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合には、上記の制限 を超えた投資割合とする場合があります。

- 二.投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されたり、新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。
- ホ.投資対象ファンドの選定、各資産及び各投資対象ファンドへの投資割合について、三井住友信 託銀行株式会社の投資助言を受けます。
- へ.投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ト.この投資信託では原則として為替ヘッジを行いません。ただし、外貨建資産について為替ヘッジを行う投資信託証券を組み入れる場合があります。
- チ.資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記 の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- イ.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2. 金銭債権
 - 3.約束手形
- 口.次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きま す。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
- 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

- イ.委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により 運用することを指図することができます。
 - 1.預金
 - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3.コール・ローン
 - 4.手形割引市場において売買される手形
- ロ.上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、下記「(参考)投資対象ファンドの概要」に記載されている通りです。

(参考)投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドとして予定しているファンドの概要は以下のとおりです。ただし、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。また、投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により 適宜見直しを行います。

以下の内容は、2021年1月29日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

なお、投資対象ファンドの運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該 ファンドに限定されます。

1. FOFs用 国内株式インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社 	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
 運用の基本方針	この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)()と連動する投資成果を目標と
Z/1307 Z-1-7321	して運用を行います。
 主要投資対象	国内株式インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいま
工女汉兵对家	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、東京証券取引所市場第一部に
	上場されている銘柄に分散投資を行い、東証株価指数(TOPIX)に連動する
	投資成果を目標として運用を行います。
	株式の実質投資割合は、原則として、100%に近い状態を維持します。
	投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資
投資態度	対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引
	等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数
	先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規
	模によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純
	資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
→ +>+0.2次生 7F	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
主な投資制限 	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	東証株価指数 (TOPIX)
決算日	年1回:5月29日(休業日の場合は翌営業日)
L	

	けには、アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・アンドル・
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評
	価益を含みます。)等の全額とします。
四分の八五	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
収益の分配 	します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあり
	ます。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年10月11日
信託期間	2018年10月11日から2028年5月29日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証株価指数(TOPIX)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2. 国内株式アクティブバリューファンド(適格機関投資家専用)

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
	この投資信託は、長期的な観点からわが国の株式市場全体(東証株価指数
運用の基本方針	(TOPIX)())の動きを上回る投資成果の獲得を目指して運用を行いま
	す。
主要投資対象	アクティブバリュー マザーファンド (以下、「マザーファンド」といいま
土安权貝刈豕	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	主として、マザーファンド受益証券に投資を行い、長期的な観点からわが国の
	株式市場全体(TOPIX(東証株価指数))の動きを上回る投資成果の獲得を目
	指して運用を行ないます。
	マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。な
	お、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
投資態度	株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以
	外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みま
	す。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
	ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元
	本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合
	には、上記のような運用ができない場合があります。

	,
	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割
	合には、制限を設けません。
	投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きま
	す。) への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
 主な投資制限	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポー
工体収負別版	ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ
	10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合
	には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となる
	よう調整を行うこととします。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるとこ
	ろに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えな
	いものとします。
ベンチマーク	東証株価指数 (TOPIX)
決算日	原則、毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)
	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含
	む)等の全額とします。
収益の分配	分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。た
	だし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
	留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.517% (税抜 年0.47%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年9月28日
信託期間	2018年9月28日から2028年10月25日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証株価指数(TOPIX)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

3. FOFs用 日本債券ツイン戦略ファンドS (適格機関投資家専用)

	運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
	運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
		す。
	主要投資対象	日本債券ツイン戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)
		の受益証券を主要投資対象とします。

	マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債に投資しつつ、
	国債先物取引及び国債に係る選択権付債券売買取引を行うことでNOMURA-BPI
	総合()を上回る投資成果を目指します。
	ポートフォリオは、クレジット戦略に基づいて事業債を中心とした銘柄選択
小次 能 在	を行い、金利戦略に基づいてデュレーション等を調整しながら構築します。
投資態度	なお、金利戦略においては、国債先物取引や国債に係る選択権付債券売買取
	引を活用します。
	公社債への投資割合は、原則として高位を維持します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への投資は、転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社
	債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債につい
	ての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ない
	ことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3
	第1 項第7 号及び第8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新
	株予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当または社債権者割当に
	より取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産
	- 総額の10%以下とします。
	│ │ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	NOMURA-BPI 総合
	原則、毎年2月21日
決算日	冰丸、 垂牛2月21日

	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。		
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価		
	益を含みます。)等の全額とします。		
川がみへい配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し		
収益の分配 	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま		
	す。		
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本		
	部分と同一の運用を行います。		
信託報酬	純資産総額に対し、年0.187% (税抜 年0.17%)		
信託財産留保額	該当事項はありません。		
設定日	2019年10月18日		
信託期間	原則として無期限		
受託会社	三井住友信託銀行株式会社		

「NOMURA-BPI 総合」とは、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

4. FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
	す。
	日本を除く世界のインフレ連動国債(物価連動国債)に投資する「世界物価連
主要投資対象	動債 マザーファンド 為替ヘッジあり」(以下「マザーファンド」といいま
工 女 权貝刈家	す。)の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界のインフレ
	連動国債等に直接投資することもあります。
	マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界のインフレ連動
	国債(物価連動国債)に投資し、ブルームバーグ・バークレイズ世界インフ
	レ連動国債インデックス(除く日本、円ヘッジベース)()に連動する投
	資成果を目指します。
	インフレ連動国債(物価連動国債)への実質投資割合は、原則として高位を
投資態度	維持します。
	実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替
	変動リスクの低減を目指します。
	運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。こ
	のため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、
	投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	株式への投資は、転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社
	債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債につい
	 ての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ない
	ことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3
	 第1 項第7 号及び第8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新
	 株予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当によ
	り取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総
	額の10%以下とします。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 主な投資制限	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	 資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	 は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2 条第20 項に規定するものをい
	│ │ い、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券も│
	しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資
	 信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信
	託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資
	 産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
	ブルームバーグ・バークレイズ世界インフレ連動国債インデックス(除く日
ベンチマーク	本、円ヘッジベース)
決算日	年1回:1月17日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
四分の八五	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配 	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年3月31日
信託期間	原則として、2017年3月31日から2027年1月18日

「ブルームバーグ・バークレイズ世界インフレ連動国債インデックス」とは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、世界の物価連動国債市場のパフォーマンスをあらわしま

す。「円へッジベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して算出した指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

5. マニュライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)

0: (==>1>101	3万日平頂ガス「ファファファファ(四日成成以東水寺市)
運用会社	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着
	実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	主としてマニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・マザーファン
	ド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資します。なお、
	コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。
	マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。
	NOMURA-BPI 総合()を参考指数として、ユーロ円債を含む円建て公社債
	のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的
 投資態度	に同指標を上回る運用を目指します。
汉貝窓反	マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
	大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される
	とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記
	の運用が行われないことがあります。
	債券への実質投資割合には制限を設けません。
	外貨建資産への投資は行いません。
	有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの
	信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
 主な投資制限	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社
土仏扠貝耐附	団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことと
	します。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理
	的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投
	資の指図をしません。
	同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資
	割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:3月5日(休業日の場合は翌営業日)

	有侧趾 分 庙工青(凡国投貨信
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
	分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および
	売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
	収益分配金額は、委託者が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しま
以血の刀配	す。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがありま
	す。
	留保益(収益分配に充てず信託財産内に留保した利益)については、特に制
	限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。
	毎年3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新
	発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営
	業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するも
/ ⇒ ≐₹±₽₩	のとします。
信託報酬	新発10 年固定利付国債の利回り 信託報酬
	0.5%未満の場合・・・・・・・・年率0.264% (税抜 0.24%)
	0.5%以上1%未満の場合・・・・・年率0.297% (税抜 0.27%)
	1%以上の場合 ・・・・・・・・年率0.33% (税抜 0.3%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2019年10月10日
信託期間	原則として無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「NOMURA-BPI 総合」とは、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

6. FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを
	めざして、MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)()に連動する投資
	成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	外国株式インデックス マザーファンド (以下「マザーファンド」といいま
	す。)の受益証券を主要投資対象とします。

	有侧趾分庙山青(內国投貝信
	マザーファンド受益証券への投資を通じてMSCI コクサイ・インデックスを
投資態度	構成している国の株式に分散投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス(円
	ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
	株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
	実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
	運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがありま
	す。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の
	合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投
	資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
主な投資制限	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをNN、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく
	は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託
	において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協
	会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を担えることとなる投資の共図をしません。
~~~ <i>h</i>	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)
決算日 	年1回:5月29日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	益を含みます。)等の全額とします。 
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し 
	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま 
	<b>す。</b>
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%(税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月29日

受託会社 三井住友信託銀行株式会社

「MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

### 7. グローバル株式コンセントレイト・ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
VIII - ++ 1	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を
運用の基本方針	   行うことを基本とします。
	グローバル・フランチャイズ・マザーファンド (以下、「マザーファンド」
主要投資対象 	といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の
	株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
投資態度	有力な無形資産(特許、著作権、プランド等)を有し、中長期的に株主価値
汉具态反	の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選して投資を行います。
	実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合もあります。
	株式の実質投資割合には制限を設けません。
	外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
	新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産
	の純資産総額の20%以下とします。
	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下
	とします。
	同一銘柄の新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投
	資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合
   主な投資制限	は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信 
	託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合
	計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合に
	は、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよ
	う調整を行うこととします。
	デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるとこ 
	ろに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超
	えないものとします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
) )    決算日	年1回:4月15日(休業日の場合は翌営業日) 
<b>バ</b> カロ	初回決算日:2021年4月15日

	有叫此分庙山音( 內国权貝店
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
	分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評
	価益を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
以無の方能	ただし、分配対象額が少額等の場合には委託者の判断で分配を行わないこと
	があります。
	収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用
	を行います。
	純資産総額に対し、年0.814% (税抜 年0.74%)
/ <del>≐</del> ≐ጚ‡₽無₩	マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬
信託報酬	は、委託者との間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者から支払うも
	のとします。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2020年3月25日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

# 8. FOFs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)( )と
	連動する投資成果を目標として運用を行います。
	外国債券インデックス マザーファンド (以下「マザーファンド」といいま
主要投資対象 	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて日本を除く世界の主要国の公社債
	を中心に投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)を
	ベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行いま
	す。
投資態度	実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
	運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。こ
	のため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、
	投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	有
	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
→ +>+0.2000年117日	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
主な投資制限 	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信
	託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託
	協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産
	総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
決算日	年1回:5月29日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
四分の八面	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配 	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月29日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
-	

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、
FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### 9. Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J

運用会社	Wellington Management Company LLP
運用の基本方針	投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

	,有価証券届出書(内国投資信
主要投資対象	金融商品取引所等に上場されている新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。 この投資信託においては、新興国に所在する企業のほか、新興国に資産を保有している企業、新興国で生産された商品・サービスによる収入の割合が高い企業、新興国に対する商品・サービスの販売による収入の割合が高い企業等にも投資します。
投資態度	MSCIエマージング・マーケット・インデックス()の騰落率を上回る投資 成果を追求します。 ポートフォリオは、カントリー・アロケーションおよび業種別アナリストの 個別銘柄選択による、ファンダメンタルズ分析に基づくボトム・アップ・ア プローチで構築します。 株式への投資割合は、原則として高位を維持します。 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託財産の純資産総額を超える有価証券(現物に限ります)の空売りは行いません。 投資信託財産の純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 運用会社が他に運用する投資信託の保有分を合算して、いずれか一発行会社(投資法人を含みます。)の発行済株式総数の50%超を超える株式(投資法人が発行する投資証券を含みます。)を取得しないものとします。 流動性に欠ける資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。 受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引は行いません。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス
決算日	毎年12月31日
収益の分配	収益の分配は行いません。
信託報酬	年率0.8% なお、この報酬率には投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する 諸費用、資産の保管等に要する諸費用、立替金の利息、借入金の利息、借入 枠(コミットメントライン)に係る費用、組入有価証券の売買の際に発生す る売買委託手数料等およびデリバティブ取引に要する費用等ならびに投資信 託証券の設立・運営・運用等に要する諸費用等が含まれます。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年5月30日
信託期間	無期限

	・管理会社(マネージメントカンパニー)
関係法人	Wellington Luxembourg S.a r.l.
	・運用会社(インベストメントマネージャー)
	Wellington Management Company LLP
	・預託機関(デポジタリー)
	State Street Bank International GMBH, Luxembourg Branch
	・管理事務代行会社(アドミニストレーター)
	State Street Bank International GMBH, Luxembourg Branch
	・名義書換事務受託会社(トランスファーエージェント)
	State Street Bank International GMBH, Luxembourg Branch

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

# 10. FOFs用 新興国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
	す。
主要投資対象	新興国債券インデックス マザーファンド (以下「マザーファンド」といいま
	す。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建て 債券に投資し、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージ ング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) ( )に連動する投資成果を目指します。 実質組入外貨建資産に対する為替へッジは、原則として行いません。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避す るため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証 券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨 に係る先物取引および通貨に係るオプション取引並びに委託者が適当と認め る外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができま す。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその 元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引および為替先 渡取引を行うことができます。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	精神証券届出書(内国投資信標、本人の投資は、転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総
	額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッ   ツ・グローバル・ディバーシファイド ( 円換算ベース )
決算日	年1回:11月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価 益を含みます。)等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま す。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本 部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198%(税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年3月30日
信託期間	2018年3月30日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。

「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

11. FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
   運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
	す。
主要投資対象	主として日本を含む世界各国の債券(国債、州政府債、政府保証債、国際機関
	債等をいいます。以下同じ。)に投資する世界ハイインカム入替戦略マザー
工女汉员对家	ファンド 為替ヘッジあり(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証
	券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券に投
	資します。
	ポートフォリオの構築に当たっては主として日本を含む世界各国の債券の中
	から、格付、流動性、財政健全度、為替ヘッジコスト控除後の金利水準等に
	かかる評価・分析を行い投資対象国および各銘柄への実質投資割合を決定し
投資態度	ます。
	債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行うこと
	により為替変動リスクの低減を目指します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への投資は、転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社
	債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債について
	の社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこ
	とをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3
	第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新
	株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、株式
	→ 分割、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ることとし、実
	質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
<u>↓</u> ↓ ↓ ↓ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
主な投資制限 	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を
	含みます。 ) について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方
	法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資
	の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
 決算日	年1回:9月17日(休業日の場合は翌営業日)
L	

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年9月17日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

# 12. 大和住銀 / ウエリントン・ワールド・ボンド(適格機関投資家専用)

	(
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主に世界のソブリン債券(準ソブリン債券も含みます。)へ
	の実質的な投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算)
	( )をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指
	します。
十两机资社会	「ワールド・ボンド・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいま
主要投資対象 	す。)受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に世界のソブリン債券(準ソ
	ブリン債券も含みます。)へ投資を行います。
	世界のソブリン債券を中心とするポートフォリオを構築しつつ、公社債や通
	貨を対象とした機動的アクティブ戦略を組み入れます。
	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算)をベンチマークとし、中長
	期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
投資態度	実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いませ
	$h_{\circ}$
	マザーファンドの運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図に関
	する権限の一部をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエル
	ピーおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッ
	ドへ委託します。
	資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり
	ます。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	株式への直接投資は行いません。
	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
	為替予約取引、直物為替先渡取引およびデリバティブ取引はヘッジ目的に限
	定しません。
	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める
	合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないことと
主な投資制限	します。
	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの
	信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社
	団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことと
	します。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算)
決算日	年1回:5月11日(休業日の場合は翌営業日)
収益の分配	運用会社が収益分配方針に従って分配金額を決定します。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.759%以内(税抜 年0.69%以内)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月12日
信託期間	原則として無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算)」とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE FixedIncome LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算)とは、米ドルベースのFTSE世界国債インデックス(除く日本)を三井住友DSアセットマネジメント株式会社が円換算したものです。

# 13. L M・ウエスタン・グローバル債券ファンド(適格機関投資家専用)

(番田人分	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
運用会社 	
運用の基本方針	当ファンドは、主に「LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド」受益 対策。の扱資を通じて、まに日本を除く世界の公共停に実施的に扱資を行るこ
	証券への投資を通じて、主に日本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うこ
	とにより、信託財産の中長期的成長を目指します。
	「LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対
主要投資対象	象とします。
	<マザーファンドの投資対象> 
	主に日本を除く世界の公社債を主要投資対象とします。
	LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド受益証券を主要投資対象と
	し、信託財産の中長期的な成長を目指します。
	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデック
	ス(円換算ベース)( )をベンチマークとします。
	LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド受益証券の組入比率は、原
	則として高位を維持します。
	資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり   + +
	ます。
	<マザーファンドの投資態度>
	主に、日本を除く世界の公社債に投資します。
	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデック
	ス(円換算ベース)をベンチマークとします。
	原則として、取得時において1社以上の格付機関から投資適格(BBB-/
	Baa3)以上の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力
	をもつと運用者が判断する公社債を主要な投資対象としますが、取得時にお
投資態度	いて信託財産の20%を上限としてこれを下回る信用力の公社債に投資するこ
	とがあります。
	外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに ************************************
	基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて ※文配のオステルがよります。
	資産配分することがあります。
	資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があり   ++
	ます。
	運用の指図に関する権限を下記投資顧問会社に委託します。 カエスタン・スト・オースカンディン・カンパー・エルエルン・イケル同文
	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(在米国) 
	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(在英国) 
	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・ 
	リミターダ(在ブラジル)
	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミ
	テッド ( 在シンガポール )
	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミ
	テッド(在オーストラリア)
	ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社

	有個証券 庙出書 ( 内国投貨信
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデック ス(円換算ベース)
決算日	毎年10月9日(休業日の場合は翌営業日。第1期決算日は2019年10月9日)
収益の分配	原則、毎決算時に分配を行います。 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産 に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。) および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。 分配金は、決算日から起算して5営業日以内に支払われます。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.33% (税抜 年0.3%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2018年10月10日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)は、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックスをレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社が独自に円換算したものです。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

# 14. FOFs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

連用の基本方針		シンス フックロ (産品機能)及気が行用 )
連用の基本方針 標として運用を行います。 主としてわが国の取引所に上場している不動産投資信託証券(以下「上場不動産投資信託証券」ということがあります。)に投資するJ-REITインデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。 マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証REIT 指数(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 演金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券といます。 つの実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 )への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外資建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー	運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
標として連用を行います。 主としてわが国の取引所に上場している不動産投資信託証券(以下「上場不動産投資信託証券」ということがあります。)に投資するJ-REITインデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。 マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証REIT 指数(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証REIT 指数(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われるりが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を起えることがあります。資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の連用ができない場合があります。株式への実質投資割合には制限を設けません。投資信託証券(上場不動産投資信託証券入び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。外負建資産への投資は行いません。一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー	選用の甘木 七分	この投資信託は、東証REIT 指数(配当込み)( )と連動する投資成果を目
主要投資対象  動産投資信託証券」ということがあります。)に投資するJ-REITインデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。 マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証REIT 指数(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。株式への実質投資割合には制限を設けません。投資信託証券(上場不動産投資信託証券入び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。外貨建資産への投資は行いません。一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー	選用の基本力針	標として運用を行います。
主要投資対象	主要投資対象	主としてわが国の取引所に上場している不動産投資信託証券(以下「上場不
ス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。 マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証REIT 指数(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。株式への実質投資割合には制限を設けません。投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。外貨建資産への投資は行いません。一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		動産投資信託証券」ということがあります。)に投資するJ-REITインデック
マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証REIT 指数(配当込み)と 連動する投資成果を目標として運用を行います。 マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを 基本とします。 東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外資建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		ス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主
連動する投資成果を目標として運用を行います。 マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。 東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託証券の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外質建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		要投資対象とします。
マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。 東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。株式への実質投資割合には制限を設けません。投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託証券のの実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証REIT 指数(配当込み)と
基本とします。 東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 株式への実質投資割合には制限を設けません。投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		連動する投資成果を目標として運用を行います。
東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われるわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。株式への実質投資割合には制限を設けません。投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。外貨建資産への投資は行いません。一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを
投資態度 るわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所における当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。) を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		基本とします。
投資態度     る当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)     を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。     資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。     株式への実質投資割合には制限を設けません。     投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。     同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。     外貨建資産への投資は行いません。     一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		東証REIT 指数(配当込み)との連動を維持するため、国内において行われ
る当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。株式への実質投資割合には制限を設けません。投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。外貨建資産への投資は行いません。一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー	10.500 000	るわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および外国の取引所におけ
と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー	投貨態度	る当該取引と類似の取引(以下「不動産投信指数先物取引」といいます。)
産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 によっては、上記の運用ができない場合があります。 株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信 託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄 に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		│ │ を活用することがあります。このため、不動産投資信託証券の実質組入総額
資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。  株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		   と不動産投信指数先物取引の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財
によっては、上記の運用ができない場合があります。     株式への実質投資割合には制限を設けません。     投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。     同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。     外貨建資産への投資は行いません。     一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		   産の純資産総額を超えることがあります。
株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		│ │ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		   によっては、上記の運用ができない場合があります。
す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		株式への実質投資割合には制限を設けません。
す。 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		│ │ 投資信託証券(上場不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きま
同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		│ │ す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下としま
託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		す。
み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		   同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資信
に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		ー 託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、東証REIT 指数(配当込
きるものとします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		│ │ み)における時価の構成割合が10%を超える銘柄がある場合には、当該銘柄
外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー 主な投資制限		ー に東証REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することがで
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー		   きるものとします。
主な投資制限		外貨建資産への投資は行いません。
土な投資制限 ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投	45 40 V2 #1170	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	主な投資制限	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で		資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者		20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整		は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
を行うこととします。		を行うこととします。
デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、		デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし		新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし
くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信		くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信
託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託		託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託
協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産		協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産
総額を超えることとなる投資の指図をしません。		総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ベンチマーク	東証REIT 指数(配当込み)
決算日	年1回:11月10日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	<del>す</del> 。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「東証REIT 指数(配当込み)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場しているREIT(不動産投資信託証券)全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出したものです。

同指数の指数値および同指数の商標は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利・ノウハウおよび同指数の商標に関する全ての権利は東証が有しています。

東証は、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の 停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

東証は、同指数の指数値および同指数の商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の同指数の 指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また東証は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

当ファンドは、東証により提供、保証または販売されるものではありません。

東証は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務 を負いません。

東証は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズ を、同指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、東証は当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害 に対しても、責任を有しません。

# 15. FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)

正用の基本方針 この投資信託は、S&P 先進国REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)( )の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 主として日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券並びに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券 (総称して以下「上場等不動産投資信託証券」といいます。)に投資するグローバルREIT インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益
選用の基本方針 ス)()の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 主として日本を除く世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券並びに取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券(総称して以下主要投資対象 「上場等不動産投資信託証券」といいます。)に投資するグローバルREIT イ
に取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券(総称して以下 主要投資対象 「上場等不動産投資信託証券」といいます。)に投資するグローバルREIT イ
主要投資対象 「上場等不動産投資信託証券」といいます。)に投資するグローバルREIT イ
ンデックス マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)の受益
証券を主要投資対象とします。
マザーファンド受益証券への投資を通じて、S&P 先進国REIT 指数(除く日
本、配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行い
ます。
マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを
投資態度 基本とします。
実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 (1) である (1) できまる (1)
によっては、上記の運用ができない場合があります。
株式への実質投資割合には制限を設けません。
投資信託証券(上場等不動産投資信託証券及び上場投資信託証券を除きま
す。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下としま
चं .
ー 同一銘柄の上場等不動産投資信託証券への実質投資割合は、原則として投資
信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、S&P 先進国REIT 指数
(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が10%を超
える銘柄がある場合には、当該銘柄にS&P 先進国REIT 指数(除く日本、配
当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるも
のとします。
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
主な投資制限 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの挌
資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
を行うこととします。
デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし
くは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信
託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託
協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産
総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク S&P 先進国REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース)
決算日 年1回:11月10日(休業日の場合は翌営業日)

	有価証券届出書(内国投資信託受益証券)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
収益の八面	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配 	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	<b>ं</b> इ.
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年11月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

「S&P 先進国REIT 指数(除く日本、配当込み)」とは、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT(不動産投資信託証券)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。

S&P 先進国REIT 指数(以下「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。

Standard & Poor's ^(R) およびS&P ^(R) はStandard & Poor's Financial Services LLC(以下 「S&P」)の登録商標で、Dow Jones ^(R)はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」) の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJI に、特定目的での利用を 許諾するサブライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されて います。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的 に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追随するS&P 先進国REIT 指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P 先進国 REIT 指数に関して、S&P Dow Jones Indices と三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indices またはそのライセンサーの特 定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P 先進国REIT 指数は三井住友 トラスト・アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices に よって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices は、S&P 先進国REIT 指数の決定、構成 または計算において三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の 要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの価格または数量、ある いは当ファンドの新規設定または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償 還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。 S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義 務または責任も負いません。S&P 先進国REIT 指数に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマ ンスを正確に追随する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。SPDJIは投資顧問 会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indices がかかる証券 の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはな りません。S&P Dow Jones Indices は、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または 書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正 確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indices は、これに含まれる誤り、欠 落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indices は、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデー タの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって三井住友トラスト・ アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果に ついて、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、 S&P Dow Jones Indices は、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定さ れない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされて いたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないもの とします。S&P Dow Jones Indices のライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと三井住友トラ スト・アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

# 16. FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建て)・ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
	この投資信託は、世界の様々な商品(コモディティ)市況を捉えることを目的
運用の基本方針	に、ブルームバーグ商品指数(円換算ベース)( )と概ね連動する投資成果
	をめざして運用を行います。
	主としてブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価格が概ね連動する米ドル
   主要投資対象	建て債券(以下「米ドル建て債券」といいます。)に投資するグローバル・
工安权員 <b>刈</b> 家	コモディティ(米ドル建て) マザーファンド(以下「マザーファンド」とい
	います。)の受益証券および米ドル建て債券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、もしくは米ドル建て債券へ直接
	投資することで、ブルームバーグ商品指数(円換算ベース)と概ね連動する
	投資成果を目指して運用を行います。なお、マザーファンド受益証券および
	米ドル建て債券の双方に投資することがあります。
投資態度	米ドル建て債券への実質投資割合は、原則として高位とすることを基本とし
	ます。
	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%
	以下とします。
	新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投
	資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
主な投資制限	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券も
	しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投
	資信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投
	資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産
	の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:5月26日(休業日の場合は翌営業日)

	,
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価
	益を含みます。)等の全額とします。
   収益の分配	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の方能	ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま
	す。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元
	本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2015年5月20日
信託期間	原則として、2015年5月20日から2025年5月26日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

ブルームバーグ商品指数は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.) およびその関係会社(総称して、「ブルームバーグ」) とUBS セキュリティーズ・エル・エ ル・シー(UBS Securities LLC)の共同商品で、現物商品の先物契約により構成され、商品市場全体 の値動きを表します。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマ ネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。ブルームバーグ商品指数 (Bloomberg Commodity Index SM) および「ブルームバーグ (Bloomberg (R)) 」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ ピー(Bloomberg Finance L.P.) およびその関係会社のサービスマークであり、三井住友トラスト・ アセットマネジメント株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルー ムバーグ商品指数 (Bloomberg Commodity Index SM) は、ブルームバーグとUBS セキュリティーズ・ エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販 売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBS セキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関 係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式 会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBS は、当ファンドを承認し、是認し、レビューし または推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBS のいずれも、ブルームバーグ商品指 数(Bloomberg Commodity Index SM)に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または 完全性も保証するものではありません。

## 17. FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、ゴールド・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいま
	す。)受益証券に投資を行ない信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

	主として、マザーファンド受益証券を通じて、金地金価格への連動をめざす
	上場投資信託証券に投資を行ない、信託財産の成長を目指して運用を行ない
	ます。
	マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。な
+0.次46 庄	お、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
投資態度	実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として
	対円での為替ヘッジを行ないます。
	ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存
	元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した
	場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、
	投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託
	財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
主な投資制限	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2 条第20 項に規定するものをい
	い、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券
	もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投
	資信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資
	信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純
	資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:7月8日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行います。
四茶の八配	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含
	む)等の全額等の全額とします。
収益の分配 	分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定する。ただ
	し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
	留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
	<b>西州血(代表)139</b> 上 1 7 3 3 1 日 上 7 日 之 7 3 日 1 3 7 5 7 7 8
信託報酬	純資産総額に対し、年0.143% (税抜 年0.13%)
信託財産留保額	
	純資産総額に対し、年0.143% (税抜 年0.13%)
信託財産留保額	純資産総額に対し、年0.143% (税抜 年0.13%) 該当事項はありません。

## 18. BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY

運用会社	BlueBay Asset Management LLP
運用の基本方針	主としてわが国を含む世界の投資適格債券に投資するとともに、デリバティブ
	取引および為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。
主要投資対象	わが国を含む世界の投資適格債券を主要投資対象とし、デリバティブ取引およ
	び為替予約取引を主要取引対象とします。
	なお、投資適格未満の格付の債券等に投資することもあります。
	主としてわが国を含む世界の投資適格債券に投資するとともに、デリバティ
	ブ取引および為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。な
	お、投資適格未満の格付の債券等に投資することもあります。
	ポートフォリオの構築は、買建(ロングポジション)だけでなく売建
	(ショートポジション)でも行います。また、債券投資の代替手段としてデ
投資態度	リバティブ取引を活用することがあります。
	債券の組入総額とデリバティブ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の
	純資産総額を超えることがあります。
	組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行うことがあります。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資適格債券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以上としま
	<del>す</del> 。
工名汉其即政	投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、投資信託財産
	の純資産総額の10%以下とします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年6月30日(休業日の場合は前営業日)
収益の分配	収益の分配は行いません。
	年率0.74%
信託報酬	なお、この報酬率には投資顧問会社の運用報酬の他、管理会社・管理事務代行
	会社・名義書換事務受託会社・保管受託銀行の報酬が含まれています。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2011年5月24日
関係法人	・管理会社
	BlueBay Funds Management Company S.A.
	・投資顧問会社
	BlueBay Asset Management LLP
	・副投資顧問会社
	BlueBay Asset Management USA LLC
	・管理事務代行会社 / 名義書換事務受託会社 / 保管受託銀行
	Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.

# 19. FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
	す。
主要投資対象	ピクテ マルチストラテジー リンク マザーファンド (以下「マザーファン
	ド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
	マザーファンドへの投資を通じて、主としてゴールドマン・サックス・イ
	ンターナショナルによって設立された海外籍特別目的会社(SPC)の発行する
	円建債券(以下「円建債券」といいます。)に投資し、ピクテグループの
	運用会社が運用する外国投資信託証券「Pictet TR — Diversified Alpha」
	(以下「PTRディバーシファイド・アルファ・ファンド」 といいます)の
	基準価額の値動きに概ね連動する投資成果を目指します。
投資態度	PTRディバーシファイド・アルファ・ファンドは、世界の株式、債券、為
	替、等の多様な資産に対して、様々な投資手法を組み合わせることによ
	り、中長期における収益の獲得を目指して運用を行うルクセンブルク籍投
	資信託証券です。
	円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規
	模によっては、上記の運用ができない場合があります。
	株式への投資は転換社債を転換したものおよび新株予約権(新株予約権付社
	債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債について
	の社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこ
	とをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1
	項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予
	約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当または社債権者割当により
	取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額
	の10%以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの
	投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計
	で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託
	者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調
	整を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資
	信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信
	託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資
	産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

	<u>有侧趾</u> 交庙山青(内国投資信
ベンチマーク	該当事項はありません
決算日	毎年10月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2016年1月20日
信託期間	原則として、2016年1月20日から2025年10月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

## 20. FOFs用米国株式LSファンドS(適格機関投資家専用)

YERR A N	
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
	す。
主要投資対象	米国株式LSマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益
	証券を主要投資対象とします。
	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてUBS AG ロンドン支店
	が組成を取りまとめた海外籍特別目的会社(SPC)の発行する米ドル建債
	券(以下「米ドル建債券」といいます。)に投資し、米国の金融商品取引所
	等に上場している株式等の買建(ロングポジション)と売建(ショートポジ
	ション ) を組み合わせたマーケット・ニュートラル戦略による運用 を行い
	ます。
	1 米ドル建債券への投資額のうち、マーケット・ニュートラル戦略による
	運用に用いられない余剰資金は、原則として米ドル建MMFもしくはそ
投資態度	れに類するものまたは米ドル建公社債、コマーシャル・ペーパー等の短
	期有価証券もしくは短期金融商品等により運用されます。
	2 マーケット・ニュートラル戦略による運用は、Two Sigmaグループの運
	用会社が計量モデルを活用することで運用します。
	米ドル建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
	実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替
	変動リスクの低減を目指します。
	資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模
	によっては、上記の運用ができない場合があります。

	,
	株式への実質投資割合には制限を設けません。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの
	投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計
十九次41四	で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託
主な投資制限 	者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調
	整を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし
	くは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資
	信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信
	託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資
	産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:7月10日(休業日の場合は翌営業日)
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評
	価益を含みます。)等の全額とします。
四分の八面	分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
収益の分配 	します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあり
	ます。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
	部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年10月10日
信託期間	2017年10月10日から2025年7月10日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

## 21. FOFs用 コモディティLSアルファ・ファンドS (適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま す。
主要投資対象	コモディティLSアルファ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてブルームバーグ商品指数()の騰落率とブルームバーグ商品フォワード指数(以下、「フォワード指数 ¹」といいます。)の騰落率の差に基づいて償還価格が決定される円建債券 ²(以下、「円建債券」といいます。)に投資します。

1)この投資信託においてフォワード指数とは、ブルームバーグ商品指数と構成商品(エネルギー、穀物、非鉄、貴金属等に係る各種商品先物)および構成比率を同一としながら、異なる限月の商品先物で構成された指数をいいます。

投資態度

2) 運用効率の向上を目的として、主としてブルームバーグ商品指数の騰落率に一定数を乗じた数値とフォワード指数の騰落率に一定数を乗じた数値の差に基づいて償還価格が決定される円建の債券に投資することがあります。なお、この場合、それぞれの指数騰落率に乗じる一定数は同値とします。

円建債券への実質投資を通じて、ブルームバーグ商品指数とフォワード指数 の間でロング・ショート戦略に基づく運用を行い、絶対収益の獲得を目指し ます。

円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 によっては、上記の運用ができない場合があります。

株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資 信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

主な投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、 新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もし くは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資 信託において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信 託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資 産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
該当事項はありません。
原則、毎年5月26日
ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評
価益を含みます。)等の全額とします。
分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあり
ます。
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本
部分と同一の運用を行います。
純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
該当事項はありません。
2019年10月2日
原則として無期限
三井住友信託銀行株式会社

ブルームバーグ商品指数は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.) およびその関係会社 (総称して、「ブルームバーグ」) とUBS セキュリティーズ・エル・エル・シー (UBSSecurities LLC) の共同商品で、現物商品の先物契約により構成され、商品市場全体の値動きを表します。

ブルームバーグ商品指数 (Bloomberg Commodity Index  SM ) および「ブルームバーグ (Bloomberg (R))」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数 (Bloomberg Commodity Index  SM )は、ブルームバーグとUBS セキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBS セキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBS は、当ファンドを承認し、是認し、レビューしまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBS のいずれも、ブルームバーグ商品指数 (Bloomberg Commodity Index  SM )に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

#### 22. FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS(適格機関投資家専用)

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いま
	ं चे.
主要投資対象	米国株式イントラデイ・トレンド戦略マザーファンド(以下「マザーファン
	ド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国株式イントラデイ・トレンド戦略 1に基づいて償還価格が決定される円建債券(以下、「円建債券」といいます。)に投資します。

1)この投資信託において米国株式イントラデイ・トレンド戦略とは、米国株式市場 ²の1日の取引時間中の値動きを捉えることを目的とする戦略をいいます。具体的には、一定のルールに従って株式市場が一定率以上上昇した場合には買い建てポジションを、一定率以上下落した場合には売り建てポジションを構築し、全てのポジションを当該取引日の終了時までに解消する戦略です。なお、株式市場の値動きによっては、同一日に買い建てポジションと売り建てポジションを同時に構築することや、買い建てポジションの合計額あるいは売り建てポジションの合計額が一時的に投資信託財産の純資産総額の2倍程度になることがあります。

投資態度

2) 当該戦略の参照対象は、S&P500のほかダウ・ジョーンズ工業株価平均 (NYダウ)やナスダック総合指数等の株価指数、あるいはこれらの株価指数 先物も含みます。

円建債券への実質投資を通じて、米国株式市場の1日の取引時間中の値動きを捉えることを目的とする運用を行い、収益の積み上げを目指します。

円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模 によっては、上記の運用ができない場合があります。

	株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権(新株予約権付社債
	のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての
	社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと
	│ をあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条丿3第1項 │ │
	│ 第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権 │ │
	に限ります。)の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得し
	たものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%
	以下とします。
	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資
	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	外貨建資産への投資は行いません。
主な投資制限	一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー
	ジャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投
	資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者
	は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整
	を行うこととします。
	デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、
	│ │ 新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく │
	│ │ は証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託 │
	│ │ において取引可能なものに限ります。)について、一般社団法人投資信託協│
	│ │ 会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総 │
	   額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:3月10日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。
	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
	分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益
	を含みます。)等の全額とします。
UT 24 - 42 T 7	   分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定し
収益の分配	│ │ ます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがありま │
	ु <mark>क</mark> ु
	│ │ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本 │
	   部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.198% (税抜 年0.18%)
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2020年10月6日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
L	

## 23. ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)

運用会社 野	野村アセットマネジメント株式会社
--------	------------------

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本と
	します。
	日本成長株投資マザーファンド受益証券および野村日本株最小分散ポートフォ
主要投資対象	リオ マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)
	( )を対象とした株価指数先物取引(以下、「株価指数先物取引」といいま
	す。)を主要取引対象とします。なお、株式等に直接投資する場合がありま
	す。
	<日本成長株投資マザーファンドの投資対象>
	わが国の株式を主要投資対象とします。
	<野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンドの投資対象>
	わが国の株式を主要投資対象とします。

各マザーファンド受益証券を主要投資対象、株価指数先物取引を主要取引対象 とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

各マザーファンド受益証券に投資を行うとともに、株価指数先物取引を活用します。株価指数先物取引の活用にあたっては、実質的に投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指し、株価指数先物取引の売建てを行います。各マザーファンド受益証券への投資割合および株価指数先物取引の売建ての枚数は、市場環境や各マザーファンドの特性等を考慮し、適宜調整を行うことを基本とします。

各マザーファンド受益証券の合計組入比率は、原則として信託財産の純資産 総額の70%~90%程度を維持することを基本とします。ただし、株価指数先 物取引を行うにあたって必要となる証拠金の額等によっては、上記の範囲と ならない場合があります。

非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 日本成長株投資マザーファンドの投資態度 >

わが国の株式の中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップア プローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本 成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、株主資本や利益等の成長率の高さおよびその継続性等に関する評価に基づき組入銘柄を決定し、バリュエーション評価(株価の割高・割安の度合い)等を勘案して組入比率を決定します。 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<野村日本株最小分散ポートフォリオ マザーファンドの投資態度>

株式への投資にあたっては、財務リスク・流動性等を考慮し、投資候補銘柄を選定した上で定量モデルにより最適化を行い、ポートフォリオのボラティリティを最小化することを目指します。

ポートフォリオの最適化にあたっては、業種配分、投資銘柄数、個別銘柄への投資比率、取引コスト等を勘案します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資態度

	有伽証券届出書(内国投資信
主な投資制限	精神証券届出書(内国投資信 株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内と します。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純 資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信
	託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割 合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きま
	す。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額 が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則
	に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。 -般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で
	20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:12月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益の分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.506%(税抜 年0.46%)
信託財産留保額	解約申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
設定日	2019年4月10日
信託期間	無期限
受託会社	野村信託銀行株式会社

「東証株価指数(TOPIX)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

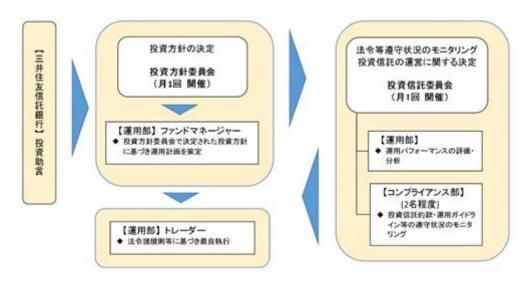
## 24. MA Hedge Fund Strategies Limited

運用会社	UBS 0'Connor LLC
運用の基本方針	主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価
	格と買収先企業の案件成立前の株価の差異(スプレッド)を捉え、収益を
	積み上げることを目指して運用を行います。

主要投資対象	世界各国(日本を含みます。)の企業の株式を主要投資対象とします。な
	お、上場デリバティブ商品等に投資することがあります。
投資態度	公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、また
	は買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てるこ
	とを基本戦略とします。なお、関連する上場デリバティブ商品等を活用する
	ことがあります。
	ポートフォリオ構築プロセスに沿って適切な格付を付与、これに基づき確信
	度、リスク/リターン、ファンダメンタル要因などの分析結果に基づきポジ
	ションを決定します。
	為替変動リスクを回避するために、原則として対円での為替ヘッジを行いま
	<b>ं</b>
	投資法人財産を超える有価証券(現物に限ります)の空売りは行いません。
	投資法人財産の10%を超える借り入れは行いません。
	一発行会社(投資法人を含みます。)の発行済株式総数の50%超を超える株
	式(投資法人が発行する投資証券を含みます。)を取得しないものとしま
	す。
	流動性に欠ける資産への投資は、投資法人財産の15%以下とします。
   主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
7,612,61Z	一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリ
	バティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、
	原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え
	ることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととしま
	<del>す</del> 。
	投資信託証券への投資は行いません。
	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回:12月31日
収益の分配	該当事項はありません。
	運用報酬:年率0.6%
	成功報酬:15%
信託報酬	月末最終営業日時点の1 口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マー
	ク(過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値)を上回った場
	合、超過部分の15%。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2019年10月10日
信託期間	無期限
	・運用会社
<b>関係注</b> 1	UBS 0'Connor LLC
関係法人	・保管銀行・管理事務代行会社
	MUFG Alternative Fund Services (Ireland) Limited

#### (3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、委員会等の名称は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規程を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

## (4)【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

<約款に定める投資制限>

- イ.投資信託証券への投資割合 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 口.株式への投資株式への直接投資は行いません。
- 八.外貨建資産への投資割合外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

二.デリバティブの利用

デリバティブの直接利用は行いません。

- ホ.公社債の借入れの指図、目的及び範囲
- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産 総額の範囲内とします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(口)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)上記(イ)の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- へ、特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ト.外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### チ.資金の借入れ

- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (八)収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- リ.信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### < その他の投資制限 >

イ. 当ファンドでは直接デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 3【投資リスク】

#### (1)ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済 情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### 金利変動リスク

債券等の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。なお、債券等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。加えて、物価連動債券の価格は、物価変動及び将来の物価変動に対する市場予想の変化によっても変動します。債券等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

商品(コモディティ)の価格変動リスク

商品の価格は、需給関係や為替、金利変動等の様々な要因により大きく変動します。需給関係は、 天候、作況、生産国(産出国)の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を大きく受けます。商品価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して 円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨 建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッ ジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジ を行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の 金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコスト がかかる場合があることにご留意ください。

#### 信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。相対的に格付が低い発行体等の有価証券等に投資する際には、信用度に関するマーケットの考え方の変化の影響をより大きく受ける可能性があり、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクがより高いものになると想定されます。

#### 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

#### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

#### 資産等の選定・配分に係るリスク

ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を 行うため、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更します。この投資行動が、ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合があります。また、投資対象とする資産やファンドの追加に伴い、新たな投資リスクが生じる可能性があります。

#### ヘッジファンドの運用手法に係るリスク

投資対象ファンドにおいては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引等の買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドの純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、投資対象ファンドの基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

#### 仕組み債券に係るリスク

投資対象ファンドにおいては、特定の対象(指数やファンド等)の値動きに概ね連動する投資成果 を目指す仕組み債券を活用する場合がありますが、投資対象ファンドが、特定の対象と連動することを保証するものではありません。

また、仕組み債券の価格は取引に関わる関係法人の財務状況等及びそれらに関する外部評価等、市場や経済環境の悪化や混乱、また概ね連動を目指すファンドの流動性の制約等により変動し、あるいは債券取引が一部不可能となる等、概ね連動を目指す対象と大きく乖離することがあります。

加えて、通常、仕組み債券の取引に関わるブローカーは限定的であり(1社の場合もあります)、 取引にあたっては高いコストがかかる場合があります。

なお、仕組み債券の発行体は少数であることが多いため、信用リスクが顕在化した場合には、投資対象ファンドは多数の発行体に分散投資を行う投資信託と比較して、大きな影響を被る可能性があります。また、発行体の財務状況や信用力の他、市場や経済環境の変動等により、仕組み債券が発行されない場合には、投資対象ファンドが償還となる可能性があります。

#### ブローカーの信用リスク

投資対象ファンドにおいては、直接もしくは実質的にデリバティブや為替予約取引等を行う場合があります。ブローカーの債務不履行等によって、ブローカーで保管されている証拠金の一部または相当の額が失われる可能性や契約が履行されない可能性があり、ファンドが大きな影響を被る可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

#### < その他の留意点 >

同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻 しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上が りが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

#### (2)リスクの管理体制

#### 委託会社におけるリスク管理体制

コンプライアンス部が、運用パフォーマンス及び運用に係るリスクのモニタリングを行い、モニタ リング結果を投資信託委員会に報告します。

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678)

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性を評価・検証し、結果を社長に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の点検を行います。

上記は、2021年1月末現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

## 〔参考情報〕

## ちばぎんコア投資ファンド(安定型)



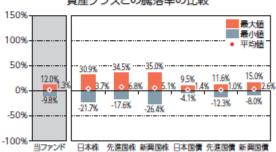
#### 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 150% 最大值 最小値 100% 平均值 50% ...34.5% ..... 35.0% 30.9% 15.0% 11.6% 9.3% 9.5% 0% -12.3% -17.6% -21.7% -50% -10096日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

#### ちばぎんコア投資ファンド(成長型)

#### 当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移 (円) 15.000 150% 100% 10,000 5,000 50% 0% 0 当ファンドの年間騰落率(右目盛) 分配金再投資基準価額(左目盛) -100% 2016/2 2017/2 2018/2 2019/2 2020/2

- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなし て計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基 づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資した ものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準 価額とは異なる場合があります。

# 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *当ファンドについては2016年7月~2021年1月の4年7ヶ月間、他の代表的 な資産クラスについては2016年2月~2021年1月の5年間の各月末に おける直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、当ファンドと他 の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなし て計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基 づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。 従って、当該ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の 年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別 の図に表示しています。

#### 各資産クラスの指数

日本株···Morningstar 日本株式

先進国株···Morningstar 先進国株式(除<日本)

新興国株···Morningstar 新興国株式

日本国債···Morningstar 日本国債

先進国債…Morningstar グローバル国債(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソプリン債

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、すべて利子・配当込みのグロス・リターンの指数です。

#### 各指数の概要

- ・日 本 株…Morningstar,Incが発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- ・先進国株…Morningstar,Incが発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- ・新興国株…Morningstar,Incが発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- ・日本国債…Morningstar,Incが発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。 ・先進国債…Morningstar,Incが発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- ・新興国債…Morningstar,Incが発表している債券指数で、新興国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

#### 重要事項

当ファンドは、Morningstar,Inc.、またはイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar,Inc.の関連会社(これらの法人全てを総称 して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な 投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス (以下「Morningstarインデックス」といいます)の能力について、当ファンドの受益者または公衆に対し、明示または黙示を問わず、いかなる表明保証も 行いません。本ファンドとの関連においては、ちばぎんアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」といいます)とMorningstarグループとの唯一の 関係は、Morningstarのサービスマークおよびサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、 Morningstarグループが委託会社または当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックス の判断、構成または算定を行うにあたり、委託会社または当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当 ファンドの基準価額および設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定ある いは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティングまたは売買取引に関連 していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証せず、また、Morningstar グループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者もしくはユーザー またはその他の人もしくは法人が、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示または黙示を問わず いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータについて明示または黙示の保証を 行わず、また商品性あるいは特定目的または使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる 場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を 告知されていたとしても責任を負いません。

※上記の代表的な資産クラスの指数を変更いたしましたが、当ファンドの商品性に変更はございません。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.3%(税抜 3.0%)( 1)の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

1:「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)をいいます(以下同じ。)。

「分配金再投資コース」(2)において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

2: 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」(税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース)と「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

#### (照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル: 03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

#### (2)【換金(解約)手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額( )の控除はありません。ただし、当ファンドが保有する投資対象ファンドの解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.386%(税抜 1.26%)を乗じて得た額とします(信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率)。

#### その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.869%	(税抜	0.79%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資
	午~ 0.009%			料作成等の対価
販売会社	年率 0.462%	(税抜	0.42%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での
	午季 0.402%			ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	<b>年</b> 梦 0.0550/	/ <del>IN IL</del>	0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の
	年率 0.055%	(税抜		対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬がかかります。

#### (参考) 各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬(投資信託財産の純資産総額に対する年率)は下記の通りです。 当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産 の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、解約手数料はありません。

なめ、各投資対象ファントとも、甲込手数料、解約手数料はめりません。 							
ファンド名	信託報酬						
FOFs用 国内株式インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198%(税抜 0.18%)						
国内株式アクティブバリューファンド(適 格機関投資家専用)	年率 0.517%(税抜 0.47%)						
FOFs用 日本債券ツイン戦略ファンドS(適 格機関投資家専用)	年率 0.187%(税抜 0.17%)						
FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	年率 0.198%(税抜 0.18%)						
マニュライフF0Fs用日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)	毎年3月および9月の最終営業日における日本相互 証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の 利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最 終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日であ る最初の営業日から適用するものとします。 新発10年固定利付国債の利回り 信託報酬 0.5%未満の場合・・・・・・年率 0.264% (税抜 0.24%) 0.5%以上1%未満の場合・・・・年率 0.297% (税抜 0.27%) 1%以上の場合・・・・・・・年率 0.33% (税抜 0.3%)						
F0Fs用外国株式インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198%(税抜 0.18%)						

	有価証券届出書(内国投資化
グローバル株式コンセントレイト・ファン ド(適格機関投資家専用)	年率 0.814%(税抜 0.74%)
FOFs用外国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198%(税抜 0.18%)
Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	年率 0.8%
FOFs用 新興国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198%(税抜 0.18%)
FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
大和住銀 / ウエリントン・ワールド・ボン	年率 0.759%以内
ド(適格機関投資家専用)	(税抜:0.69%以内)
L M・ウエスタン・グローバル債券ファンド(適格機関投資家専用)	年率 0.33%(税抜 0.30%)
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198%(税抜 0.18%)
FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建て)・ファンドS(適格機関投資家専用)	年率 0.198%(税抜 0.18%)
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	年率 0.143% (税抜 0.13%)
BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	年率 0.74%
FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リン クファンドS (適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用米国株式 L S ファンド S (適格機関 投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用 コモディティLSアルファ・ファンドS(適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	年率 0.198% (税抜 0.18%)
ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略 ファンド(適格機関投資家専用)	年率 0.506%(税抜 0.46%)

運用報酬:年率 0.6%
成功報酬:15%
月末最終営業日時点の1 口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク(過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値)を上回った場合、超過部分の15%。

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。なお、投資対象ファンドにより別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。

実質的な信託報酬率:年率1.58209%~1.89790%程度(税抜 1.43827%~1.74472%程度) (投資対象とする投資信託証券:年率0.19609%~0.51190%程度(税抜0.17827%~0.48472%程度))

#### (4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息(「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します (投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料( )、組入資産の保管に要する 費用( )、ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用( )等は、 受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します(投資対象ファンドにおいて負担す る場合を含みます。)。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用()は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示す ことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用は、仕組み債券の発行・管理にあたり発行者等に支払う手数料、仕組み債券の連動対象となるファンド及びファンドが組み入れるヘッジファンド等の運用者に支払う運用報酬(成功報酬を含みます。)等

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

投資助言会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬の中から支払うものとし、その額は、ファンドの純資産総額に年率0.495%(税抜0.45%)を乗じて得たものとします。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。

(ご参考)

《 仕組み債券の費用にかかる記載 》

- ・FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS(適格機関投資家専用)
  - 実質的に投資する円建債券の価格に反映される費用等は、以下の通りです。
    - ・円建債券は、円建債券の評価額に対して年率0.25%程度が発行・管理手数料等としてかかります。
    - ・円建債券の連動対象となるPTR ディバーシファイド・アルファ・ファンドにおいては、運用報酬 (PTR ディバーシファイド・アルファ・ファンドの純資産総額に対して年1.0%)、成功報酬、その他管理費用、監査費用等がかかります。
  - これらの費用等はすべて、今後、変更となる場合があります。
- ・FOFs用米国株式 L S ファンドS (適格機関投資家専用)
  - 実質的に投資する米ドル建債券の価格に反映される費用等は、以下の通りです。
    - ・米ドル建債券の評価額に対して年率0.38%が発行・管理手数料等としてかかります。加えて保管費用として年率0.02%、その他管理費用等がかかります。
    - ・マーケット・ニュートラル戦略による運用額に対する運用報酬として年率2.00%、純資産価値算出費用として年率0.03%、有価証券の売買費用、借株費用、その他管理費用等がかかります。
    - ・米ドル建MMFもしくはそれに類するものに投資した場合、信託報酬等の費用が発生することがありますが、投資対象により報酬率が異なる等の理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。
  - これらの費用等は全て、今後、変更となる場合があります。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源 泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当 控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

	税率	(内 訳)		
2037年12月31日まで	20.315%(所得税15.315%、住民税5%)			
2038年1月1日以降	20%(所得税15%、住民税5%)			

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

- 口、一部解約金及び償還金に対する課税
  - 一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その税率は、上記イ.の表の通りです。

#### 八.損益通算について

- 一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び 譲渡所得等の所得間並びに上場株式等(公募投資信託を含みます。)の配当所得(申告分離課 税を選択したものに限ります。)及び譲渡所得等との損益通算が可能です。
- 二.少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ホ.外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税	率	(所得税のみ)
2037年12月31日まで			15.315%
2038年1月1日以降			15%

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

#### 個別元本について

- イ.追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申 込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)に当たり ます。
- ロ.受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ.ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- 二.受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の「 普通分配金と元本払戻金(特別分配 金)について」をご参照ください。)

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が収益分配金を受け取る際、

イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

EDINET提出書類

ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

口、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回 る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分 配金)を控除した額が普通分配金となります。

上記は、2021年1月29日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変 更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は、2021年1月29日現在の状況について記載してあります。

# 【ちばぎんコア投資ファンド(安定型)】

# (1)【投資状況】

,			
資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,813,743,675	94.56
	ルクセンブルク	23,869,996	1.25
	小計	1,837,613,671	95.81
投資証券	ルクセンブルク	43,468,945	2.27
	ケイマン	21,586,562	1.12
	小計	65,055,507	3.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		15,395,030	0.80
合計(純資産総額)		1,918,064,208	100.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		FOFs用 国内株式インデックス・ ファンドS (適格機関投資家専用)	168,079,723	0.9502	159,709,352	1.1321	190,283,054	9.92
2	日本		F0Fs用外国株式インデックス・ ファンドS(適格機関投資家専用)	127,306,682	1.2484	158,929,661	1.453	184,976,608	9.64
3	日本	受益証券	マニュライフFOFs用日本債券スト ラテジックファンド(適格機関投 資家専用)	143,800,527	0.9793	140,835,216	0.9878	142,046,160	7.41
4	日本		FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	143,684,959	0.9826	141,199,065	0.9869	141,802,686	7.39
5	日本	受益証券	FOFs用世界ハイインカム入替戦略 ファンドS(為替ヘッジあり)(適 格機関投資家専用)	132,842,688	1.0724	142,468,070	1.0642	141,371,188	7.37
6	日本		FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	98,332,689	1.0909	107,272,998	1.2089	118,874,387	6.20
7	日本	受益証券	FOFs用ゴールド・ファンド 為替 ヘッジあり ( 適格機関投資家専 用 )	81,987,225	1.2922	105,943,892	1.3053	107,017,924	5.58
8	日本		ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ 戦略ファンド (適格機関投資家専 用)	100,780,440	1.0765	108,496,795	1.0608	106,907,890	5.57
9	日本		FOFs用外国債券インデックス・ ファンドS (適格機関投資家専用)	101,426,437	1.0351	104,993,199	1.0449	105,980,484	5.53
10	日本	受益証券	FOFs用 ピクテ マルチストラテ ジー リンクファンドS (適格機関 投資家専用)	80,199,558	1.0456	83,862,031	1.1007	88,275,653	4.60
11	日本		FOFs用 米国株式LSファンドS(適 格機関投資家専用)	90,514,985	1.0107	91,484,219	0.9229	83,536,279	4.36
12	日本		国内株式アクティブバリューファ ンド(適格機関投資家専用)	77,048,524	0.8876	68,388,269	1.0554	81,317,012	4.24

⁽注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

							有伽趾?	芽届出書(内国:	投頁信:
13	日本	受益証券	FOFs用グローバルREITインデック ス・ファンドS(適格機関投資家専 用)	76,090,051	0.9238	70,291,989	1.0376	78,951,036	4.12
14	日本		FOFs用コモディティLSアルファ・ ファンドS(適格機関投資家専用)	57,886,331	1.1204	64,856,366	1.1186	64,751,649	3.38
15	日本	受益証券	FOFs用世界物価連動債ファンドS (為替ヘッジあり)(適格機関投 資家専用)	42,551,162	1.0926	46,492,973	1.1104	47,248,810	2.46
16	ルクセン ブルク		BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - ク ラスS-JPY	4,044.428	10,124.48	40,947,730	10,747.86	43,468,945	2.27
17	日本	受益証券	FOFs用グローバル・コモディティ (米ドル建て)・ファンドS(適格 機関投資家専用)	53,977,968	0.6115	33,007,527	0.7124	38,453,904	2.00
18	ルクセン ブルク		Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	1,962.025	9,706	19,043,414	12,166	23,869,996	1.24
19	日本		LM・ウエスタン・グローバル債券 ファンド(適格機関投資家専用)	20,013,673	1.1054	22,123,114	1.1542	23,099,781	1.20
20	日本	受益証券	グローバル株式コンセントレイ ト・ファンド(適格機関投資家専 用)	18,324,635	1.2182	22,324,591	1.2317	22,570,452	1.18
21	日本	受益証券	FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	23,477,401	0.9933	23,320,196	0.9245	21,704,857	1.13
22	ケイマン	投資証券	MA Hedge Fund Strategies Limited	2,095	9,930.84	20,805,109	10,303.84	21,586,562	1.13
23	日本	投資信託 受益証券	ウエリントン・ワールド・ボンド (適格機関投資家専用)	15,588,732	0.9842	15,342,757	0.9882	15,404,784	0.80
24	日本		FOFs用新興国債券インデックス・ ファンドS ( 適格機関投資家専用 )	9,353,338	0.9461	8,850,119	0.9803	9,169,077	0.48

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.81
投資証券	3.39
合計	99.20

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

	#0.01	純資産総	額(円)	1口当たり純資産額(円)		
	期別	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間末	(2016年 7月11日)	6,303,780,552	6,303,780,552	0.9226	0.9226	
第2計算期間末	(2017年 7月10日)	4,918,347,468	4,918,347,468	0.9589	0.9589	
第3計算期間末	(2018年 7月10日)	3,563,968,688	3,563,968,688	0.9695	0.9695	
第4計算期間末	(2019年 7月10日)	3,040,853,527	3,040,853,527	0.9742	0.9742	
第5計算期間末	(2020年 7月10日)	2,192,494,569	2,192,494,569	0.9693	0.9693	
	2020年 1月末日	2,420,105,010		1.0058		
	2月末日	2,304,972,466		0.9931		
	3月末日	2,095,661,016		0.9100		
	4月末日	2,136,520,720		0.9318		
	5月末日	2,192,652,809		0.9571		
	6月末日	2,179,147,636		0.9578		
	7月末日	2,196,884,781		0.9758		
	8月末日	2,176,733,043		0.9910		
	9月末日	2,121,616,636		0.9868		
	10月末日	2,024,253,142		0.9735		
	11月末日	2,038,079,626		1.0045		
	12月末日	1,995,097,038		1.0186		
	2021年 1月末日	1,918,064,208		1.0202		

# 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間末	2015年 7月31日~2016年 7月11日	0.0000
第2計算期間末	2016年 7月12日~2017年 7月10日	0.0000
第3計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	0.0000
第4計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	0.0000
第5計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	0.0000

### 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
2015年 7月31日~2016年 7月11日	7.7
2016年 7月12日~2017年 7月10日	3.9
2017年 7月11日~2018年 7月10日	1.1
2018年 7月11日~2019年 7月10日	0.5
2019年 7月11日~2020年 7月10日	0.5
2020年 7月11日~2021年 1月10日	5.2
	2015年 7月31日~2016年 7月11日 2016年 7月12日~2017年 7月10日 2017年 7月11日~2018年 7月10日 2018年 7月11日~2019年 7月10日 2019年 7月11日~2020年 7月10日

⁽注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間 末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

## (4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間末	2015年 7月31日~2016年 7月11日	7,507,248,314	674,587,008	6,832,661,306
第2計算期間末	2016年 7月12日~2017年 7月10日	788,752,049	2,492,319,877	5,129,093,478
第3計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	239,324,598	1,692,514,998	3,675,903,078
第4計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	36,744,236	591,359,237	3,121,288,077
第5計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	16,109,274	875,469,173	2,261,928,178
第6中間計算期間末	2020年 7月11日~2021年 1月10日	9,022,624	333,404,468	1,937,546,334

⁽注1)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

⁽注2)小数第2位を四捨五入しております。

⁽注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

# 【ちばぎんコア投資ファンド(成長型)】

# (1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,800,773,357	94.83
	ルクセンブルク	33,328,915	1.76
	小計	1,834,102,272	96.59
投資証券	ルクセンブルク	35,026,372	1.84
	ケイマン	17,413,504	0.92
	小計	52,439,876	2.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12,387,931	0.65
合計(純資産総額)		1,898,930,079	100.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.評価額上位銘柄明細

	- II   IM 157 T   T T T T T T T T T T T T T T T T T								
順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		FOFs用外国株式インデックス・ ファンドS(適格機関投資家専用)	177,965,289	1.2484	222,171,866	1.453	258,583,564	13.62
2	日本		FOFs用 国内株式インデックス・ ファンドS (適格機関投資家専用)	225,139,992	0.9502	213,928,020	1.1321	254,880,984	13.42
3	日本		FOFs用外国債券インデックス・ ファンドS (適格機関投資家専用)	176,670,225	1.0353	182,913,750	1.0449	184,602,718	9.72
4	日本		FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	97,045,505	1.0914	105,920,995	1.2089	117,318,310	6.18
5	日本		FOFs用グローバルREITインデック ス・ファンドS(適格機関投資家専 用)	112,605,495	0.9238	104,024,956	1.0376	116,839,461	6.15
6	日本		国内株式アクティブバリューファ ンド(適格機関投資家専用)	103,139,652	0.8876	91,546,755	1.0554	108,853,588	5.73
7	日本		FOFs用ゴールド・ファンド 為替 ヘッジあり ( 適格機関投資家専 用 )	80,914,919	1.2922	104,560,038	1.3053	105,618,243	5.56
8	日本		ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ 戦略ファンド(適格機関投資家専 用)	82,158,646	1.0762	88,420,367	1.0608	87,153,891	4.59
9	日本		FOFs用 ピクテ マルチストラテ ジー リンクファンドS (適格機関 投資家専用)	65,110,556	1.0472	68,186,118	1.1007	71,667,188	3.77
10	日本		FOFs用 米国株式LSファンドS(適 格機関投資家専用)	73,514,807	1.0096	74,220,622	0.9229	67,846,815	3.57
11	日本		マニュライフFOFs用日本債券スト ラテジックファンド(適格機関投 資家専用)	62,432,735	0.9794	61,148,805	0.9878	61,671,055	3.25
12	日本		FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	62,392,792	0.9827	61,315,455	0.9869	61,575,446	3.24
13	日本	受益証券	FOFs用世界ハイインカム入替戦略 ファンドS(為替ヘッジあり)(適 格機関投資家専用)	57,685,143	1.0723	61,861,085	1.0642	61,388,529	3.23
14	日本		FOFs用コモディティLSアルファ・ ファンドS(適格機関投資家専用)	46,653,809	1.1201	52,258,424	1.1186	52,186,950	2.75

⁽注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

							1月1川証3	<b>芬届出書(内国</b> :	<b>过具</b> 信
15	日本		LM・ウエスタン・グローバル債券 ファンド(適格機関投資家専用)	34,825,129	1.1054	38,496,428	1.1542	40,195,163	2.12
16	日本	受益証券	FOFs用グローバル・コモディティ (米ドル建て)・ファンドS(適格 機関投資家専用)	53,314,996	0.6115	32,602,120	0.7124	37,981,603	2.00
17	ルクセン ブルク		BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund – ク ラスS-JPY	3,258.916	10,127.69	33,005,290	10,747.86	35,026,372	1.84
18			Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	2,739.513	9,706	26,589,713	12,166	33,328,915	1.76
19	日本	受益証券	グローバル株式コンセントレイ ト・ファンド(適格機関投資家専 用)	25,582,661	1.219	31,185,545	1.2317	31,510,163	1.66
20	日本		ウエリントン・ワールド・ボンド (適格機関投資家専用)	27,112,276	0.9843	26,687,426	0.9882	26,792,351	1.41
21	日本	受益証券	FOFs用世界物価連動債ファンドS (為替ヘッジあり)(適格機関投 資家専用)	18,489,746	1.0928	20,206,130	1.1104	20,531,013	1.08
22	日本	受益証券	FOFs用米国株式イントラデイ・トレンド戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	19,068,301	0.9924	18,923,610	0.9245	17,628,644	0.93
23	ケイマン		MA Hedge Fund Strategies Limited	1,690	9,933.43	16,787,496	10,303.84	17,413,504	0.92
24	日本		FOFs用新興国債券インデックス・ ファンドS ( 適格機関投資家専用 )	16,268,161	0.946	15,390,900	0.9803	15,947,678	0.84

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.59
投資証券	2.76
合計	99.35

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

期別		純資産総額 (円)		1口当たり純資産額(円)	
#17/JU		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末	(2016年 7月11日)	7,190,277,676	7,190,277,676	0.8733	0.8733
第2計算期間末	(2017年 7月10日)	5,484,306,843	5,484,306,843	0.9529	0.9529
第3計算期間末	(2018年 7月10日)	4,097,032,400	4,097,032,400	0.9721	0.9721
第4計算期間末	(2019年 7月10日)	3,386,409,599	3,386,409,599	0.9779	0.9779
第5計算期間末	(2020年 7月10日)	2,284,535,744	2,284,535,744	0.9769	0.9769
	2020年 1月末日	2,565,170,287		1.0204	
	2月末日	2,412,878,607		1.0033	
	3月末日	2,144,083,076		0.9031	
	4月末日	2,198,819,827		0.9287	
	5月末日	2,278,558,771		0.9624	
	6月末日	2,251,537,017		0.9618	
	7月末日	2,280,325,908		0.9835	
	8月末日	2,275,793,605		1.0060	
	9月末日	2,199,617,943		0.9992	
	10月末日	2,105,780,093		0.9818	
	11月末日	2,141,711,477		1.0273	
	12月末日	1,992,747,388		1.0451	
	2021年 1月末日	1,898,930,079		1.0487	

# 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間末	2015年 7月31日~2016年 7月11日	0.0000
第2計算期間末	2016年 7月12日~2017年 7月10日	0.0000
第3計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	0.0000
第4計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	0.0000
第5計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	0.0000

### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間末	2015年 7月31日~2016年 7月11日	12.7
第2計算期間末	2016年 7月12日~2017年 7月10日	9.1
第3計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	2.0
第4計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	0.6
第5計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	0.1
第6中間計算期間末	2020年 7月11日~2021年 1月10日	7.1

⁽注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間 末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

## (4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間末	2015年 7月31日~2016年 7月11日	9,099,883,463	866,177,417	8,233,706,046
第2計算期間末	2016年 7月12日~2017年 7月10日	588,921,171	3,067,443,416	5,755,183,801
第3計算期間末	2017年 7月11日~2018年 7月10日	313,218,794	1,853,646,542	4,214,756,053
第4計算期間末	2018年 7月11日~2019年 7月10日	37,074,651	788,844,745	3,462,985,959
第5計算期間末	2019年 7月11日~2020年 7月10日	17,150,969	1,141,696,922	2,338,440,006
第6中間計算期間末	2020年 7月11日~2021年 1月10日	9,856,478	470,340,270	1,877,956,214

⁽注1)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

⁽注2)小数第2位を四捨五入しております。

⁽注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

# (参考情報)交付目論見書に記載するファンドの運用実績 運用実績

設 定 日:2015年7月31日 作成基準日:2021年1月29日

### ちばぎんコア投資ファンド(安定型)

#### ■基準価額・純資産の推移





※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

#### ■分配の推移(1万口当たり、税引前)

#### 設定来分配金合計額:0円

決算期	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

#### ■主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
FOFs用国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	9.9%
FOFs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	9.6%
マニュライフFOFs用日本債券ストラテジックファンド(適格機関投資家専用)	7.4%
FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関投資家専用)	7.4%
FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	7.4%
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	6.2%
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	5.6%
ノムラFOFs用日本株ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	5.6%
FOFs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	5.5%
FOFs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	4.6%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

#### ■年間収益率の推移(暦年ベース)



※2015年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2021年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

#### 記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

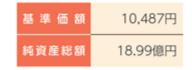
# 運用実績

設 定 日:2015年7月31日 作成基準日:2021年1月29日

### ┃ ちばぎんコア投資ファンド(成長型)

#### ■基準価額・純資産の推移





#### ■分配の推移(1万口当たり、税引前)

#### 設定来分配金合計額:0円

決算期	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月	2020年7月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

[※]運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

#### ■主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
FOFs用外国株式インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	13.6%
FOFs用国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	13.4%
FOFs用外国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	9.7%
FOFs用J-REITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	6.2%
FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	6.2%
国内株式アクティブバリューファンド(適格機関投資家専用)	5.7%
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	5.6%
ノムラFOFs用日本株ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	4.6%
FOFs用ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	3.8%
FOFs用米国株式LSファンドS(適格機関投資家専用)	3.6%

[※]投資比率は純資産総額に対する比率です。

#### ■年間収益率の推移(暦年ベース)



※2015年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2021年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ペンチマークはありません。

#### 記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

[※]上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

#### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

#### <申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

#### < 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」( )の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する 契約を締結していただきます。

#### <申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

#### <申込単位>

販売会社が定める単位とします(「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <申込価額>

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

(注)分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、 各計算期間終了日の基準価額とします。

### <申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

### < 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払いください。

### <受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

- ニューヨーク取引所の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日

#### < 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止 その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、 及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### < その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### <スイッチング>

ちばぎんコア投資ファンドを構成する各ファンドの間において、スイッチング( )の取扱いを行う場合があります。上記受付不可日の場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

#### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

### (照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ:http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル: 03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

### 2【換金(解約)手続等】

#### <一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

#### <一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

#### <一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### <解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額(以下「解約価額」といいます。)とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ (http://www.chibagin-am.co.jp/) でご覧いただけます。

#### <一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

#### <受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

#### < 一部解約受付の中止等 >

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記「解約価額」の規定に準じて計算された価額とします。

#### <一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

#### < その他 >

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者 の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受 益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座にお いて当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### < 問い合わせ先 >

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

#### (照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル: 03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

#### < 基準価額の算出方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(借入公社債を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算して表示することがあります。

#### < 基準価額の算出頻度 >

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

#### < 主要な投資対象資産の評価方法 >

内国投資信託受益証券の評価方法

計算日の当日または前営業日の基準価額で評価します。

外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券(上場には店頭登録を含みます。)

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場(店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場または最終買気配相場)で評価します。

外国投資信託証券

原則として計算日に入手し得る直近の純資産価格(基準価額)で評価します。

#### 外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### < 基準価額の照会方法 >

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ(http://www.chibagin-am.co.jp/)でご覧いただけます。

#### (照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ: http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル: 03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします。(2015年7月31日設定)

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了(償還)と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

### (4)【計算期間】

原則として、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間 終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、 最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

< 投資信託契約の終了(償還)と手続き>

(1)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のう え、この投資信託契約を解約し信託を終了(繰上償還)させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、 ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、原則として、ファンドを繰上償還させます。 委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督 官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了(ファンドの繰上償還)に係る書面決議の手続き

委託会社は上記(1) によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に 係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、 議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しない ときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記 から までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、 当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事 情が生じている場合であって、上記 から までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しま せん。

< 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き >

#### (1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更またはファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更(以下「重大な約款変更」といいます。) またはファンドの併合について、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更またはファンドの併合(併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更またはファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受益者(委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款変更またはファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### < 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に背いた場合、またはその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託 会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を 解任した場合、委託会社は、上記 < 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続 き > に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### < 反対者の買取請求権の不適用 >

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、ファンドの繰上げ償還、ファンドの重大な約款変更またはファンドの併合(併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。)を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### <運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運 用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

委託会社は、運用報告書(全体版)を委託会社のホームページ(http://www.chibagin-am.co.jp/)に掲載します。但し、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### < 関係法人との契約の更改手続き >

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

#### < 公告 >

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.chibagin-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

#### < 混蔵寄託 >

金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### < 投資信託財産の登記等及び記載等の留保等 >

信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めると きは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算 を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## 4【受益者の権利等】

#### (1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日(決算日)において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記 の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

上記 に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を 有します。

詳細につきましては、上記「2換金 (解約 ) 手続等」をご参照ください。

#### (4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧また は謄写を請求することができます。

#### 第3【ファンドの経理状況】

### 1【財務諸表】

### 【ちばぎんコア投資ファンド(安定型)】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
  - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2019年7月11日から2020年7月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(一座・13)
	第4期 2019年 7月10日現在	第5期 2020年 7月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	452,226	722,643
コール・ローン	55,415,364	39,035,463
投資信託受益証券	2,843,708,574	2,095,283,354
投資証券	164,281,442	69,297,023
未収入金	11,990,000	15,770,000
流動資産合計	3,075,847,606	2,220,108,483
資産合計	3,075,847,606	2,220,108,483
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,606,426	12,197,262
未払受託者報酬	845,361	609,356
未払委託者報酬	20,457,666	14,746,315
未払利息	148	104
その他未払費用	84,478	60,877
流動負債合計	34,994,079	27,613,914
負債合計	34,994,079	27,613,914
純資産の部		
元本等		
元本	3,121,288,077	2,261,928,178
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	80,434,550	69,433,609
(分配準備積立金)	45,749,422	32,939,798
元本等合計	3,040,853,527	2,192,494,569
純資産合計	3,040,853,527	2,192,494,569
負債純資産合計	3,075,847,606	2,220,108,483

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(112.13)
	第4期 自 2018年 7月11日 至 2019年 7月10日	第5期 自 2019年 7月11日 至 2020年 7月10日
受取配当金	6,857,249	3,273,296
受取利息	50	55
有価証券売買等損益	46,958,275	33,117,273
その他収益 -	606	136
営業収益合計	53,816,180	36,390,760
· 営業費用		
支払利息	42,671	34,420
受託者報酬	1,768,402	1,378,587
委託者報酬	42,795,249	33,361,616
その他費用	176,806	138,770
営業費用合計	44,783,128	34,913,393
営業利益又は営業損失( )	9,033,052	1,477,367
経常利益又は経常損失()	9,033,052	1,477,367
当期純利益又は当期純損失( )	9,033,052	1,477,367
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	5,917,678	12,444,463
期首剰余金又は期首欠損金()	111,934,390	80,434,550
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,035,160	22,552,350
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	18,035,160	22,552,350
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,486,050	584,313
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,486,050	584,313
分配金	-	
期末剰余金又は期末欠損金()	80,434,550	69,433,609

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	(2)投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の
	最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引
	業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売
	買参考統計値等に基づいて評価しております。 
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金
	投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当
	該収益分配金額を計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第4期	第5期
		2019年 7月10日現在	2020年 7月10日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	3,121,288,077□	2,261,928,178口
2 .	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に		
	規定する額		
	元本の欠損	80,434,550円	69,433,609円
3 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
	1口当たり純資産額	0.9742円	0.9693円
	(10,000口当たり純資産額)	(9,742円)	(9,693円)

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期			第5期	
自 2018年 7月11日			自 2019年 7月11日	
至 20	19年 7月10日		至 2020年 7月10日	
分配金の計算過程			分配金の計算過程	
費用控除後の配当等	Α	1,705,805円	費用控除後の配当等 A - 円	
収益額			収益額	
費用控除後・繰越欠	В	13,244,925円	費用控除後・繰越欠 B -円	
損金補填後の有価証			損金補填後の有価証	
券売買等損益額			券売買等損益額	
収益調整金額	С	386,621円	収益調整金額 C 494,104円	
分配準備積立金額	D	30,798,692円	分配準備積立金額 D 32,939,798円	
当ファンドの分配対	E=A+B+C+D	46,136,043円	当ファンドの分配対 E=A+B+C+D 33,433,902円	
象収益額			象収益額	
当ファンドの期末残	F	3,121,288,077□	当ファンドの期末残 F 2,261,928,178口	
存口数			存口数	
10,000口当たり収益	$G=E/F \times 10,000$	147円	10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 147円	
分配対象額			分配対象額	
10,000口当たり分配	Н	-円	10,000口当たり分配 H -円	
金額			金額	
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	-円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 -円	

# (金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

	第5期
項目	自 2019年 7月11日
	至 2020年 7月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資
	信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融
	商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債
	権及び金銭債務であります。
	これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、
	信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等
	を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。
	また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行
	い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期		
	2020年 7月10日現在		
1.貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上		
差額	額と時価との差額はありません。		
2.時価の算定方法	(1)有価証券		
	売買目的有価証券		
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。		
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務		
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価		
	額によっております。		
3.金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合		
ついての補足説明	理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前		
	提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な		
	ることもあります。		

# (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# (その他の注記)

# 元本の移動

	第4期	第5期
区分	自 2018年 7月11日	自 2019年 7月11日
	至 2019年 7月10日	至 2020年 7月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,675,903,078円	3,121,288,077円
期中追加設定元本額	36,744,236円	16,109,274円
期中一部解約元本額	591,359,237円	875,469,173円

# (有価証券に関する注記)

# 売買目的有価証券

種類	第4期 2019年 7月10日現在	第5期 2020年 7月10日現在	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	60,169,550	20,347,678	
投資証券	3,248,360	701,812	
合計	56,921,190	21,049,490	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

# 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

# (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
<b>设信託受益証券</b>	ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	106,286,651	114,523,866	
	国内株式アクティブバリューファンド (適格機 関投資家専用)	103,182,185	91,584,507	
	FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	102,127,991	131,969,789	
	Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	2,823.545	27,405,327	
	ウエリントン・ワールド・ボンド ( 適格機関投 資家専用 )	17,798,417	17,515,422	
	グローバル株式コンセントレイト・ファンド (適格機関投資家専用)	11,543,099	13,784,768	
	LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド (適 格機関投資家専用 )	24,208,739	26,760,340	
	FOFs用 米国株式LSファンドS(適格機関投資家 専用)	88,811,768	90,214,993	
	F0Fs用コモディティLSアルファ・ファンドS(適 格機関投資家専用)	66,696,579	74,840,231	
	FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建 て)・ファンドS(適格機関投資家専用)	73,476,059	44,930,610	
	FOFs用 KIM マルチストラテジー リンクファン ドS(適格機関投資家専用)	14,540,955	14,193,426	
	F0Fs用日本債券ツイン戦略ファンドS (適格機関 投資家専用)	165,200,508	162,326,019	
	FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	102,325,099	94,527,926	
	FOFs用 国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	224,250,480	213,082,806	

			有恤訨夯庙出書 ( 內臣	1投貨信
	FOFs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機 関投資家専用)	138,120,895	150,579,399	
	FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	88,489,281	92,258,924	
FOFs用新興国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)		11,124,178	10,529,034	
	FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	49,805,046	54,407,032	
	FOFs用外国株式インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	179,452,354	224,028,318	
	FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	150,901,779	161,872,338	
	FOFs用外国債券インデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	117,597,057	121,701,194	
	マニュライフF0Fs用日本債券ストラテジック ファンド(適格機関投資家専用)	165,693,511	162,247,085	
投資信託受益証券	合計	2,001,635,454.545	2,095,283,354	
投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	4,566.552	46,184,143	
	MA Hedge Fund Strategies Limited	2,330	23,112,880	
投資証券 合計		6,896.552	69,297,023	
合計			2,164,580,377	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### 【ちばぎんコア投資ファンド(成長型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2019年7月11日から2020年7月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(羊瓜・川)
	第4期 2019年 7月10日現在	第5期 2020年 7月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	67,627,831	43,645,909
投資信託受益証券	3,208,351,208	2,197,016,673
投資証券	134,116,064	57,604,904
未収入金	18,930,000	2,350,000
流動資産合計	3,429,025,103	2,300,617,486
資産合計	3,429,025,103	2,300,617,486
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,600,218	-
未払受託者報酬	949,221	635,644
未払委託者報酬	22,971,020	15,382,479
未払利息	181	117
その他未払費用	94,864	63,502
流動負債合計	42,615,504	16,081,742
負債合計	42,615,504	16,081,742
純資産の部		
元本等		
元本	3,462,985,959	2,338,440,006
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	76,576,360	53,904,262
(分配準備積立金)	91,530,546	61,401,823
元本等合計	3,386,409,599	2,284,535,744
純資産合計	3,386,409,599	2,284,535,744
負債純資産合計	3,429,025,103	2,300,617,486

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(丰匹・门)
	第4期 自 2018年 7月11日 至 2019年 7月10日	第5期 自 2019年 7月11日 至 2020年 7月10日
受取配当金	3,592,398	1,605,645
有価証券売買等損益	60,542,128	61,180,865
その他収益	1,122	252
営業収益合計	64,135,648	62,786,762
営業費用		
支払利息	42,031	38,207
受託者報酬	1,999,825	1,484,189
委託者報酬	48,395,422	35,917,196
その他費用	199,932	149,390
営業費用合計	50,637,210	37,588,982
営業利益又は営業損失()	13,498,438	25,197,780
経常利益又は経常損失()	13,498,438	25,197,780
当期純利益又は当期純損失()	13,498,438	25,197,780
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	6,780,636	27,012,680
期首剰余金又は期首欠損金( )	117,723,653	76,576,360
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,040,544	25,240,629
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	22,040,544	25,240,629
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,172,325	753,631
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,172,325	753,631
分配金		<u> </u>
期末剰余金又は期末欠損金()	76,576,360	53,904,262
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 分配金	<u>-</u>	

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	(2)投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の
	最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引
	業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売
	買参考統計値等に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金
	投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当
	該収益分配金額を計上しております。

# (貸借対照表に関する注記)

	第4期	第5期
	2019年 7月10日現在	2020年 7月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	3,462,985,959□	2,338,440,006口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号		
に規定する額		
元本の欠損	76,576,360円	53,904,262円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	0.9779円	0.9769円
(10,000口当たり純資産額)	(9,779円)	(9,769円)

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第4期		第5期	
自 2018年 7月11日			自 2019年 7月11日	
至 20	19年 7月10日		至 2020年 7月10日	
分配金の計算過程	-		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等	Α	1,016,664円	費用控除後の配当等 A 円	
収益額			収益額	
費用控除後・繰越欠	В	19,262,410円	費用控除後・繰越欠 B - 円	
損金補填後の有価証			損金補填後の有価証	
券売買等損益額			券売買等損益額	
収益調整金額	С	1,428,318円	収益調整金額 C 1,371,822円	
分配準備積立金額	D	71,251,472円	分配準備積立金額 D 61,401,823円	
当ファンドの分配対	E=A+B+C+D	92,958,864円	当ファンドの分配対 E=A+B+C+D 62,773,645円	
象収益額			象収益額	
当ファンドの期末残	F	3,462,985,959□	当ファンドの期末残 F 2,338,440,006口	
存口数			存口数	
10,000口当たり収益	$G=E/F \times 10,000$	268円	10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 268円	
分配対象額			分配対象額	
10,000口当たり分配	Н	-円	10,000口当たり分配 H -円	
金額			金額	
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	- 円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 -P	

# (金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

	第5期	
項目	自 2019年 7月11日	
	至 2020年 7月10日	
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資	
	信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融	
	商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債	
	権及び金銭債務であります。	
	これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、	
	信用リスク、流動性リスク等に晒されております。	
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等	
	を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。	
	また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行	
	い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	

## 2.金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 2020年 7月10日現在	
	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上	
差額	額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	
	売買目的有価証券	
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価	
	額によっております。	
3.金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合	
ついての補足説明	理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前	
	提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な	
	ることもあります。	

# (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

# (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# (その他の注記)

元本の移動

	第4期	第5期
区分	自 2018年 7月11日	自 2019年 7月11日
	至 2019年 7月10日	至 2020年 7月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,214,756,053円	3,462,985,959円
期中追加設定元本額	37,074,651円	17,150,969円
期中一部解約元本額	788,844,745円	1,141,696,922円

# (有価証券に関する注記)

# 売買目的有価証券

種類	第4期 2019年 7月10日現在	第5期 2020年 7月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	69,308,616	22,462,634
投資証券	2,687,168	574,465
合計	66,621,448	23,037,099

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

# (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラFOFs用 日本株ベータヘッジ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	89,948,082	96,919,058	
	国内株式アクティブバリューファンド(適格機 関投資家専用)	145,856,222	129,461,982	
	FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	106,031,669	137,014,122	
	Wellington Emerging Markets Research Equity Fund Class J	4,163.878	40,414,599	
	ウエリントン・ワールド・ボンド ( 適格機関投 資家専用 )	32,348,538	31,834,196	
	グローバル株式コンセントレイト・ファンド (適格機関投資家専用)	16,900,063	20,182,055	
	LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド (適 格機関投資家専用 )	44,169,397	48,824,851	
	FOFs用 米国株式LSファンドS (適格機関投資家専用)	73,582,747	74,745,354	
	FOFs用コモディティLSアルファ・ファンドS(適 格機関投資家専用)	55,278,050	62,027,499	
	FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建 て)・ファンドS(適格機関投資家専用)	76,175,888	46,581,555	
	FOFs用 KIM マルチストラテジー リンクファン ドS(適格機関投資家専用)	12,068,417	11,779,981	
	FOFs用日本債券ツイン戦略ファンドS(適格機関 投資家専用)	75,710,553	74,393,189	
	FOFs用グローバルRE ITインデックス・ファンドS (適格機関投資家専用)	154,001,755	142,266,821	
	FOFs用 国内株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	317,010,402	301,223,283	

			有11世紀 分曲 山青 ( 内日	国技員1
	F0Fs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機 関投資家専用)	143,723,160	156,686,989	
	FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)	73,454,378	76,583,534	
	F0Fs用新興国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	20,495,422	19,398,916	
	FOFs用世界物価連動債ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	22,556,609	24,640,839	
	F0Fs用外国株式インデックス・ファンドS(適格 機関投資家専用)	264,829,145	330,612,704	
	FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	69,166,762	74,195,185	
	F0Fs用外国債券インデックス・ファンドS(適格 機関投資家専用)	215,348,219	222,863,871	
	マニュライフF0Fs用日本債券ストラテジック ファンド(適格機関投資家専用)	75,945,762	74,366,090	
投資信託受益証券 合計		2,084,605,403.878	2,197,016,673	
投資証券	BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY	3,806.725	38,499,579	
	MA Hedge Fund Strategies Limited	1,926	19,105,325	
投資証券 合計		5,732.725	57,604,904	
合計			2,254,621,577	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

#### 【中間財務諸表】

# 【ちばぎんコア投資ファンド(安定型)】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間 (2020年7月11日から2021年1月10日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

# (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 2020年 7月10日現在	第6期中間計算期間末 2021年 1月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	722,643	668,542
コール・ローン	39,035,463	20,776,384
投資信託受益証券	2,095,283,354	1,889,055,378
投資証券	69,297,023	68,781,443
未収入金	15,770,000	13,909,785
流動資産合計	2,220,108,483	1,993,191,532
資産合計	2,220,108,483	1,993,191,532
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,197,262	3,095,799
未払受託者報酬	609,356	583,320
未払委託者報酬	14,746,315	14,116,246
未払利息	104	166
その他未払費用	60,877	58,274
流動負債合計	27,613,914	17,853,805
負債合計	27,613,914	17,853,805
純資産の部		
元本等		
元本	2,261,928,178	1,937,546,334
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	69,433,609	37,791,393
(分配準備積立金)	32,939,798	28,094,869
元本等合計	2,192,494,569	1,975,337,727
純資産合計	2,192,494,569	1,975,337,727
負債純資産合計	2,220,108,483	1,993,191,532
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

37,791,393

#### (2)【中間損益及び剰余金計算書】

分配金

中間剰余金又は中間欠損金()

(単位:円) 第5期中間計算期間 第6期中間計算期間 2019年 7月11日 2020年 7月11日 2020年 1月10日 2021年 1月10日 営業収益 2,361,807 受取配当金 受取利息 28 有価証券売買等損益 103,290,215 120,407,702 営業収益合計 105,652,050 120,407,710 営業費用 支払利息 19,278 11,377 受託者報酬 769,231 583,320 18,615,301 委託者報酬 14,116,246 77,632 58,274 その他費用 営業費用合計 19,481,442 14,769,217 営業利益又は営業損失() 86,170,608 105,638,493 86,170,608 105,638,493 経常利益又は経常損失() 中間純利益又は中間純損失() 86,170,608 105,638,493 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 8,246,767 8,547,249 約に伴う中間純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() 80,434,550 69,433,609 剰余金増加額又は欠損金減少額 16,568,096 10,222,736 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 16,568,096 10,222,736 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 剰余金減少額又は欠損金増加額 94,566 88,978 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 88,978 94,566 額

13,962,821

# (3)【中間注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	(2)投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の
	最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引
	業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売
	買参考統計値等に基づいて評価しております。

### (中間貸借対照表に関する注記)

		第5期	第6期中間計算期間末
		2020年 7月10日現在	2021年 1月10日現在
1 .	中間計算期間の末日における受益	2,261,928,178□	1,937,546,334口
	権の総数		
2 .	投資信託財産の計算に関する規則		
	第55条の6第1項第10号に規定する		
	額		
	元本の欠損	69,433,609円	-
3 .	中間計算期間の末日における1単		
	位当たりの純資産の額		
	1口当たり純資産額	0.9693円	1.0195円
	(10,000口当たり純資産額)	(9,693円)	(10,195円)

### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期中間計算期間末 2021年 1月10日現在	
	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対 照表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券	
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額によっております。	
ついての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な	
	ることもあります。	

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

# (その他の注記)

### 元本の移動

70'T' (27) (25)		
	第5期	第6期中間計算期間
区分	自 2019年 7月11日	自 2020年 7月11日
	至 2020年 7月10日	至 2021年 1月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,121,288,077円	2,261,928,178円
期中追加設定元本額	16,109,274円	9,022,624円
期中一部解約元本額	875,469,173円	333,404,468円

### 【ちばぎんコア投資ファンド(成長型)】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間 (2020年7月11日から2021年1月10日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

# (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 2020年 7月10日現在	第6期中間計算期間末 2021年 1月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,645,909	26,616,217
投資信託受益証券	2,197,016,673	1,894,281,801
投資証券	57,604,904	55,536,171
未収入金	2,350,000	17,330,000
流動資産合計	2,300,617,486	1,993,764,189
資産合計	2,300,617,486	1,993,764,189
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	13,393,656
未払受託者報酬	635,644	604,615
未払委託者報酬	15,382,479	14,631,630
未払利息	117	213
その他未払費用	63,502	60,403
流動負債合計	16,081,742	28,690,517
負債合計	16,081,742	28,690,517
純資産の部		
元本等		
元本	2,338,440,006	1,877,956,214
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	53,904,262	87,117,458
(分配準備積立金)	61,401,823	49,089,601
元本等合計	2,284,535,744	1,965,073,672
純資産合計	2,284,535,744	1,965,073,672
負債純資産合計	2,300,617,486	1,993,764,189

87,117,458

### (2)【中間損益及び剰余金計算書】

中間剰余金又は中間欠損金()

(単位:円) 第5期中間計算期間 第6期中間計算期間 2019年 7月11日 2020年 1月10日 2020年 7月11日 2021年 1月10日 営業収益 1,184,809 受取配当金 有価証券売買等損益 154,264,096 163,689,476 営業収益合計 155,448,905 163,689,476 営業費用 支払利息 21,412 12,014 受託者報酬 848,545 604,615 委託者報酬 20,534,717 14,631,630 60,403 その他費用 85,651 21,490,325 15,308,662 営業費用合計 営業利益又は営業損失( 133,958,580 148,380,814 経常利益又は経常損失( 133,958,580 148,380,814 中間純利益又は中間純損失( 133,958,580 148,380,814 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 14,253,905 18,155,443 約に伴う中間純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() 76,576,360 53,904,262 剰余金増加額又は欠損金減少額 17,506,854 10,819,645 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 17,506,854 10,819,645 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 剰余金減少額又は欠損金増加額 69,146 23,296 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 69,146 23,296 額 分配金

60,566,023

# (3)【中間注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	(2)投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の
	最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引
	業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売
	買参考統計値等に基づいて評価しております。

### (中間貸借対照表に関する注記)

		第5期	第6期中間計算期間末
		2020年 7月10日現在	2021年 1月10日現在
1.	中間計算期間の末日における受益 権の総数	2,338,440,006□	1,877,956,214□
2 .	投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第1項第10号に規定する 額		
3.	研 元本の欠損 中間計算期間の末日における1単 位当たりの純資産の額	53,904,262円	-
	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9769円 (9,769円)	

### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

### (金融商品に関する注記)

### 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期中間計算期間末
	2021年 1月10日現在
1.中間貸借対照表計上額、時価及び	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対
その差額	照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価
	額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項に	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合
ついての補足説明	理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前
	提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な
	ることもあります。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

# (その他の注記)

### 元本の移動

70-T-07/250		
第5期	第6期中間計算期間	
自 2019年 7月11日	自 2020年 7月11日	
至 2020年 7月10日	至 2021年 1月10日	
3,462,985,959円	2,338,440,006円	
17,150,969円	9,856,478円	
1,141,696,922円	470,340,270円	
	自 2019年 7月11日 至 2020年 7月10日 3,462,985,959円 17,150,969円	

### 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】(2021年1月29日現在)

# <u>ちばぎんコア投資ファンド(安定型)</u>

資産総額	1,932,476,462円
負債総額	14,412,254円
純資産総額( - )	1,918,064,208円
発行済口数	1,880,033,874□
1口当たり純資産額( / )	1.0202円
(1万口当たり純資産額)	(10,202円)

# <u>ちばぎんコア投資ファンド(成長型)</u>

資産総額	1,930,058,898円
負債総額	31,128,819円
純資産総額( - )	1,898,930,079円
発行済口数	1,810,788,099□
1口当たり純資産額( / )	1.0487円
(1万口当たり純資産額)	(10,487円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

- (2)受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

#### 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が 存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行 しません。

#### 受益権の譲渡

- イ.受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ロ.上記イ.の申請のある場合には、上記イ.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する 受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿 に記載または記録するものとします。ただし、上記イ.の振替機関等が振替先口座を開設した ものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の 上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の 記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ.上記イ.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

### 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
- (1)資本金の額(2021年1月29日現在)

資本金の額:2億円

発行可能株式総数 : 10,000株 発行済株式総数 : 4.000株

最近5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

### (2)委託会社の機構

### 会社の意思決定機構

取締役会は、取締役全員をもって組織し、法令及び定款に定める事項のほか、重要な業務執行を決定します。取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定します。また、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にて、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

### 投資運用の意思決定機構

### [運用方針等の策定]

投資方針委員会において、投資環境(景気、企業収益等)及び相場動向(株、為替、商品市況等) を勘案し、総合的な投資方針を決定します。決定された投資方針に基づきファンドマネージャーが 資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を策定します。

#### [実行]

ファンドマネージャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、 ファンドの運用状況を管理します。売買発注の執行は、最良執行を目指してトレーダーが行いま す。

### [検証]

法令諸規則、投資信託約款や運用ガイドライン等の遵守状況については、運用部から独立したコンプライアンス部がモニタリングを行います。モニタリングの結果は運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

委託会社の機構は2021年1月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2021年1月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託(マザーファンドは除きます。)は次のとおりです。

	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	22	85,156
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	22	85,156

#### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

(2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期(2019年4月1日から2020年3月 31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(3)財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

# (1)【貸借対照表】

			<b>址</b>	_(単位:千円_ 事業年度
		尹耒午及 3月31日現在)	(2020年3月31日現在)	
 資産の部	(20.01	<u> </u>	(2020 )	57 30 1日70日7
流動資産				
現金及び預金	2	333,263	2	382,498
前払費用		353		489
未収収益	2	2,851	2	2,860
未収委託者報酬		162,762		133,572
流動資産計		499,230		519,420
固定資産		,		3.0,.20
有形固定資産	1	16,172	1	16,343
建物	•	2,716	•	2,314
器具備品		13,455		14,029
無形固定資産		5,425		3,809
ソフトウェア		4,278		2,662
電話加入権		1,146		1,146
投資その他の資産		29,769		30,304
長期前払費用		1,944		1,857
長期差入保証金	2	20,415	2	20,415
操延税金資産	2	7,409	2	8,031
固定資産計		51,368		50,457
資産合計		550,598		569,878
負債の部				
流動負債				
未払費用		11,879	2	12,689
未払代行手数料	2	62,664	2	49,986
未払投資助言手数料		3,675		2,376
未払法人税等		17,612		8,180
賞与引当金		13,647		14,947
その他の流動負債		11,995		10,836
流動負債計		121,474		99,016
固定負債				
役員退職慰労引当金		5,930		8,230
固定負債合計		5,930		8,230
負債合計		127,404		107,246
・		, -		,
株主資本				
資本金		200,000		200,000
利益剰余金		,		,
利益準備金		21,097		21,097
その他利益剰余金		202,096		241,534
繰越利益剰余金		202,096		241,534
利益剰余金合計		223,194		262,632
株主資本合計		423,194		462,632
評価・換算差額等		,,		.02,002
評価・換算差額等合計				
新闻·探昇左胡寺山前 純資産合計		423,194		462,632
(紀貝座ロ司 負債・純資産合計		550,598		569,878
对决 化共压口引		330,380		309,670

# (2)【損益計算書】

		<b>台東米左京</b>	NI 2	<u>(単位:千円)</u>
		前事業年度 - 00/05 15 15		事業年度
	(自	2018年4月 1日	•	2019年4月 1日
	至	2019年3月31日)	至 2	020年3月31日)
営業収益				
運用受託報酬		99,294		98,505
委託者報酬		657,451		620,671
投資助言報酬		87,394		87,131
営業収益計	1	844,139	1	806,308
営業費用				
広告宣伝費		1,654		709
調査費		84,469		88,229
調査費		84,469		88,229
代行手数料	1	241,742	1	226,286
投資助言手数料		42,077		34,582
営業雑経費		58,310		55,508
通信費		886		785
印刷費		55,900	1	53,054
協会費		1,463	•	1,609
諸会費		60		60
一 営業費用計		428,253		405,315
		420,233		403,313
放自注真 給料		244 440		251 105
		241,448		251,185
役員報酬		34,987		35,512
給料・手当		165,190		174,380
賞与		27,623		26,345
賞与引当金繰入		13,647		14,947
福利厚生費		3,995		4,333
交際費		1,213		920
旅費交通費		3,804		2,324
租税公課		4,970		4,700
不動産賃借料	1	25,392	1	25,392
役員退職金		550		
役員退職慰労引当金繰入		2,080		2,300
固定資産減価償却費		6,957		10,230
諸経費		45,143		42,162
一般管理費計		335,555		343,549
営業利益		80,330		57,444
<b>営業外収益</b>				
受取利息	1	2	1	1
その他		0		0
営業外収益計		2		2
営業外費用				
為替差損				1
営業外費用計				<u>.</u> 1
マスパラの B Y 学利益		80,332		57,444
^{宝市利益} 说引前当期純利益		<u>.</u>		
		80,332		57,444
去人税、住民税及び事業税		25,147		18,628
去人税等調整額		82		622
法人税等合計		25,065		18,005
<b>当期純利益</b>		55,267		39,438

### (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・ 換算差 額等	
			利益剰余金			   評価・	純資産
	資本金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	株主資本 合計	換算差 額等合計	合計
当期首残高	200,000	21,097	146,829	167,926	367,926		367,926
当期変動額							
当期純利益			55,267	55,267	55,267		55,267
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計			55,267	55,267	55,267		55,267
当期末残高	200,000	21,097	202,096	223,194	423,194		423,194

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・ 換算差 額等	
		利益剰余金				=亚/ボ .	純資産
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合 計	合計
当期首残高	200,000	21,097	202,096	223,194	423,194		423,194
当期変動額							
当期純利益			39,438	39,438	39,438		39,438
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	·		39,438	39,438	39,438		39,438
当期末残高	200,000	21,097	241,534	262,632	462,632		462,632

### 注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法に基づく原価法によっております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物10~18年器具備品3~20年

### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 3. 重要な引当金の計上方法

### (1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

### (2)役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (貸借対照表関係)

### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	II 82	
	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
建物	2,612千円	3,014千円
器具備品	28,989千円	37,202千円

### 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

ロイオロに白みれているものは	3、 人の通り このりより。	
	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
現金及び預金	98,020千円	232,098千円
未収収益	2,851千円	2,860千円
長期差入保証金	20,415千円	20,415千円
未払費用		1,489千円
未払代行手数料	39,428千円	30,793千円

### (損益計算書関係)

1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは 次の通りであります。

ロイオロに白みれているものは、	人の通りでありより。	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2018年4月 1日	(自 2019年4月 1日
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
	110,788千円	110,754千円
代行手数料	163,786千円	154,604千円
不動産賃借料	25,392千円	25,392千円
印刷費		2,790千円
受取利息	2千円	1千円

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				
普通株式	4,000			4,000
合 計	4,000			4,000

- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

### 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				
普通株式	4,000			4,000
合 計	4,000			4,000

- 2.配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

### (金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金 運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理体制は、資産査定規定に従い定期的に財務状況等を把握し、取締役会に報告しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。 前事業年度(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	333,263	333,263	
(2)未収委託者報酬	162,762	162,762	
資産計	496,025	496,025	

### 当事業年度(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	382,498	382,498	
(2)未収委託者報酬	133,572	133,572	
資産計	516,071	516,071	

### (注)1. 金融商品の時価の算定方法

### (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

			(+)	<u>エ・</u> 1 1 3 7
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以 内	10年超
現金及び預金	333,263			
未収委託者報酬	162,762			
合 計	496,025			

### 当事業年度(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

			(十)	<u> </u>
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以 内	10年超
現金及び預金	382,498			
未収委託者報酬	133,572			
合 計	516,071			

### (有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
合 計			

### 当事業年度(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
合 計			

### 2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

### 3.減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)ともに該当ありません。

### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

		(半位・十口)
	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
繰延税金資産		
貸倒償却	5,665	5,665
役員退職慰労引当金	1,814	2,518
賞与引当金	4,176	4,573
減価償却超過額	64	91
未払事業税	1,354	848
繰延税金資産 小計	13,074	13,697
評価性引当額	5,665	5,665
操延税金資産 合計	7,409	8,031
繰延税金負債		
繰延税金負債 合計		
繰延税金資産 純額	7,409	8,031

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.4%
住民税均等割	0.4%	0.5%
その他	0.1%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2%	31.3%

#### (セグメント情報等)

### [セグメント情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

### 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

#### [関連情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載 を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	110,788
ちばぎん証券株式会社	58,800

### 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

### 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1)営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載 を省略しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	110,754
ちばぎん証券株式会社	58,800

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)ともに、該当事項はありません。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)ともに、該当事項はありません。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)ともに、該当事項はありません。

### (関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等	所在地	資本金	事業の	議決権等	関連当事者	取引の	取引	科目	期末
	の名称		又は出	内容	の所有(被	との関係	内容	金額		残高
	又は氏		資金(百		所有)割合			(千円)		(千円)
	名		万円)		(%)			, ,		, ,
親会社	(株) 千葉	千葉県	145,069	銀行業	(被所有)	投資一任契	運用受託報	87,988	未収収	2,851
	銀行	千葉市			直接 40%	約	酬の受領		益	
		中央区			間接 15%	投資助言契	投資助言報	22,800		
						約	酬の受領			
						当社投資信	投資信託に	163,786	未払代	39,428
						託の募集の	係る事務代		行手数	
						取扱及び投	行手数料の		料	
						資信託に係	支払			
						る事務代行				
						の委託				
						本社事務所	賃借料の支	25,392	長期差	20,415
						の賃借	払		入保証	
						役員の兼任			金	

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決 定しております。

### 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等 の名称 又は氏 名	所在地	資本金 又は出 資金(百 万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株) 千 葉 銀行	千葉県 千葉市 中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 15%	投資一任契約 投資助言契約	運用受託報 酬の受領 投資助言報 酬の受領	87,954 22,800	未収収益	2,860
						当社投募集の 取扱 資 ま が に 係 で 表 で で ま い か と に で ま で ま で で ま で で ま で で ま で で ま で で ま で で ま で で ま で ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で で ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で か ま で	投資信託に   係る事務代   行手数料の   支払	154,604	│ 未払代 │ 行手数 │ 料	30,793
						本社事務所 の賃借 役員の兼任	賃借料の支 払	25,392	長期差 入保証金	20,415
						投資信託の 募集の取扱 いにかかる 資料	交付目論見 書・販売用 資料の印刷 費用	2,790	未払費用	1,489

- (注)1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 運用受託報酬及び投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決 定しております。

### (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等 の名称 又は氏 名	所在地	資本金 又は出 資金(百 万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ち ば ぎ ん 証 券 (株)	千葉県 千葉市 中央区	4,374	証券業	(13)	投資助言契約	投資助言 報酬の受 領	58,800		

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
  - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

### 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

コテル・	× ( ¬		· — —		7,30.11					
種類	会社等 の名称 又は氏 名	所在地	資本金 又は出 資金(百 万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ち ば ぎ ん 証 券 (株)	千葉県 千葉市 中央区	4,374	証券業	, ,	投資助言契約	投資助言 報酬の受 領	58,800		

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
  - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

### 2. 親会社に関する注記

(株)千葉銀行(東京証券取引所に上場)

### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	105,798円52銭	115,658円12銭
1株当たり当期純利益金額	13,816円78銭	9,859円60銭

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日	当事業年度 (自 2019年4月1日
	至 2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
当期純利益 (千円)	55,267	39,438
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000	4,000

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

	(単位:千円) 当中間会計期間末
	(2020年9月30日現在)
 資産の部	(==== ) (==== )
流動資産	
現金及び預金	396,388
前払費用	806
未収収益	0
未収委託者報酬	133,429
流動資産計	530,625
固定資産	
有形固定資産	1 22,538
建物	2,769
是初 器具備品	19,768
無形固定資産	3,225
無が回た負煙 ソフトウェア	2,078
電話加入権	
电前加八性 投資その他の資産	1,146 28,978
投資での他の資産 長期前払費用	3,209
長期差入保証金	19,497
繰延税金資産 (2008年)	6,271
固定資産計	54,741
資産合計	585,367
負債の部	
流動負債	
未払費用	18,899
未払代行手数料	46,561
未払投資助言手数料	2,274
未払法人税等	2,197
前受収益	22,675
賞与引当金	15,649
その他の流動負債	8,114
流動負債計	116,371
固定負債	
役員退職慰労引当金	2,510
固定負債合計	2,510
負債合計	118,881
純資産の部	
株主資本	
資本金	200,000
利益剰余金	_00,000
利益準備金	21,097
その他利益剰余金	245,387
繰越利益剰余金	245,387
利益剰余金合計	
	266,485
株主資本合計	466,485
評価・換算差額等	
評価・換算差額等合計	
純資産合計	466,485
負債・純資産合計	585,367

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 2020年4月 1日
	至 2020年9月30日)
営業収益	
運用受託報酬	37,813
委託者報酬	288,037
投資助言報酬	42,822
営業収益計	368,672
営業費用	
調査費	48,463
調査費	48,463
代行手数料	101,814
投資助言手数料	12,833
営業雑経費	28,351
通信費	540
印刷費	26,758
協会費	991
諸会費	60
営業費用計	191,463
一般管理費	1 171,356
営業利益	5,852
営業外収益	
受取利息	1
その他	16
営業外収益計	17
営業外費用	
為替差損	0
営業外費用計	0
経常利益	5,869
税引前中間純利益	5,869
法人税、住民税及び事業税	255
法人税等調整額	1,760
法人税等合計	2,016
中間純利益	3,853

#### 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

						·–	
		株主資本				評価・ 換算差 額等	
			利益剰余金			±π/≖	純資産
	資本金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余	  株主資本   合計	評価・ 換算差 額等合	合計
		準備金	繰越利益 剰余金	金合計	НЯ	計	
当期首残高	200,000	21,097	241,534	262,632	462,632		462,632
当中間期変動額							
中間純利益			3,853	3,853	3,853		3,853
株主資本以外の項 目の当中間期変動							
額(純額)			0.0=0	0.050	0.050		0.050
当中間期変動額合計			3,853	3,853	3,853		3,853
当中間期末残高	200,000	21,097	245,387	266,485	466,485		466,485

### 注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しておりま す。)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

4~12年 建物 器具備品 3~20年

(会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社は建物の減価償却方法については定率法を採用しておりましたが、親会社である 株式会社千葉銀行との会計方針の統一を目的として、当中間会計期間より定額法へ変更してお ります。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表に与える影響は軽微です。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額 法によっております。

### 3. 重要な引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に対応する見積額を計 上しております。

(2)役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間末
	(2020年9月30日現在)
建物	3,179千円
器具備品	42,094千円

#### (中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日) 5,057千円

有形固定資産 無形固定資産

5,05/十円 584千円

### (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000			4,000
合 計	4,000			4,000

### 2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

### (金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

当中間会計期間末(2020年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	396,388	396,388	
(2) 未収委託者報酬	133,429	133,429	
資産計	529,818	529,818	

#### (注)1. 金融商品の時価の算定方法

### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (セグメント情報等)

### [セグメント情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

### [関連情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

#### 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1)営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	44,309
ちばぎん証券株式会社	29,400

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 該当事項はありません。

成日事項はのりよ 670。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日
	至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	116,621円37銭
1株当たり中間純利益金額	963円25銭

(注)1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)2.1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

		当中間会計期間	
		(自	2020年4月1日
		至	2020年9月30日)
中間純利益	(千円)		3,853
普通株式の期中平均株式数(株)			4,000

EDINET提出書類 ちばぎんアセットマネジメント株式会社(E31678) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

### (1)自己またはその役員との取引

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

#### (2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等または子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等または子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) その他親法人等または子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

#### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

#### (2)訴訟事件その他の重要事項

2021年1月29日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額:342,037百万円(2020年9月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

に基づき信託業務を営んでいます。

### (2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
<b>—</b> 170	(2020年9月末日現在)	争業の自行
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ちばぎん証券株式会社	+ 4 274五五四	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品
りはさル証分体以云社	4,374百万円	取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

### (1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

### (2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

### 3【資本関係】

### (1)受託会社

該当事項はありません。

### (2)販売会社

株式会社千葉銀行は委託会社の株式の40%(1,600株)を所有しています。

### (参考)再信託受託会社

名称:株式会社日本カストディ銀行

設立年月日 : 2000年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円 (2020年9月末日現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約に係る信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から

再信託受託会社(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財

産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(交付目論見書)」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(請求目論見書)」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等に委託会社または受託会社のロゴ・マーク、ファンドの図案及びキャッチコピーを記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書 に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。 ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月30日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴則央

ED

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実 性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸 表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務 諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年9月10日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之 印 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているちばぎんコア投資ファンド(安定型)の2019年7月11日から2020年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ちばぎんコア投資ファンド(安定型)の2020年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年9月10日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之 印 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているちばぎんコア投資ファンド(成長型)の2019年7月11日から2020年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ちばぎんコア投資ファンド(成長型)の2020年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。

^{2.} XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年12月11日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監查法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽柴則央

ED

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に 関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2021年3月10日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之 印 業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているちばぎんコア投資ファンド(安定型)の2020年7月11日から2021年1月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ちばぎんコア投資ファンド(安定型)の2021年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年7月11日から2021年1月10日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監 査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す る。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断によ り、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等 を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中 間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して 除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入 手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続で きなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸 表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表 示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示 しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。

^{2.}XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2021年3月10日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之 印 業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているちばぎんコア投資ファンド(成長型)の2020年7月11日から2021年1月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ちばぎんコア投資ファンド(成長型)の2021年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年7月11日から2021年1月10日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監 査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す る。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断によ り、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等 を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中 間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して 除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入 手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続で きなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸 表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表 示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示 しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。

^{2.}XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。